

2026年度
新あいち創造研究開発補助金
【公募要領】

【募集期間】

2026年3月25日（水）午前9時から4月7日（火）午後3時まで
（あいち電子申請・届出システム又はJグランツにて提出）

【問い合わせ先】

愛知県経済産業局産業部産業科学技術課研究開発支援グループ

メール：san-kagi@pref.aichi.lg.jp

電話：052-954-6370

【注意事項】

- ・同一法人・事業者からの応募は、1件に限ります。
- ・複数の主体による共同提案も可能ですが、その際は、事業全体の管理責任者として、代表1者を申請者としてください。
- ・協力関係にある企業等から、同一内容を別々に重複して応募しないこと。
- ・別々の事業計画であっても、応募する企業等がお互いの補助対象経費の支払い対象として予定している場合は、どちらか一方の企業等は応募することはできません。
- ・申請に必要な書類のデータは下記サイトにより、ダウンロードしてください。
(URL)

<https://www.pref.aichi.jp/press-release/shin-aichi/koubo2026.html>

2026年2月
愛知県

目 次

1. 補助金制度の制度概要について	・・・ P. 1
2. 新あいち創造研究開発補助金の目的	・・・ P. 2
3. 補助対象事業者	・・・ P. 2
4. 補助対象事業、実施条件	・・・ P. 2
5. 補助対象期間等	・・・ P. 5
6. 補助率、補助対象経費等	・・・ P. 7
7. 応募手続き	・・・ P. 14
8. 補助対象事業の評価事項	・・・ P. 17
9. 審査及び審査結果通知	・・・ P. 18
10. 証拠書類・支払方法	・・・ P. 19
11. その他	・・・ P. 22
12. 問合せ先	・・・ P. 23
13. 参考資料	・・・ P. 24
14. 応募書類の様式類	・・・ P. 33
15. 記載上の注意事項（記載例）	・・・ P. 47

1. 補助金制度の制度概要について

はじめに、本補助金の制度概要を下表のとおり掲載します。なお、制度の詳細については、本募集要領の各項をご確認ください。

【制度概要】

対象分野	研究開発 (一般枠) ・ 実証実験	次世代成長分野等	①次世代自動車分野	⑤情報通信分野
			②航空宇宙分野	⑥ロボット分野
			③環境・新エネルギー分野	⑦「中小企業の特定ものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針」に指定された技術分野(※実証実験では対象外)
			④健康長寿分野	⑧あいち産業科学技術総合センターが支援する技術分野(※実証実験では対象外)
対象分野	研究開発 (デジタル(AI)・ カーボン ニュートラル枠)	デジタル(AI) 分野 優先採択枠	①半導体分野	③高度情報通信インフラ分野
			②情報処理分野	
		カーボン ニュートラル分野 優先採択枠	①洋上風力発電分野	④水素・アンモニア分野
			②次世代型太陽電池分野	⑤CO2 活用・削減分野
		③蓄電池分野		
対象分野	対象要件			
対象事業	研究開発※	県内に事業所を持つ企業等が行う、製品化に向けた次の①から④までのいずれかに該当する研究開発活動		
		①外部機関(公設試験研究機関等)と連携して行う研究開発		
		②アジア NO.1 航空宇宙産業クラスター形成特区の目標達成に資する研究開発		
		③あいちシンクロtron光センターを活用して実施する研究開発		
対象事業	実証実験	④産産連携により実施する研究開発 ※自動車関連分野の中堅・中小企業に限る		
		企業等が技術の高度化若しくは実用化又は製品の普及を目指し県内で実施する、技術的・社会的な課題の検証活動について、次の①から④までのいずれかに該当する実証実験		
		①次世代成長分野関連技術や地域資源を活用し、市町村等と連携して実施するもの		
		②次世代成長分野関連技術の高度化又は実用化に資するもの		
対象事業	実証実験	③アジア NO.1 航空宇宙産業クラスター形成特区の目標達成に資する実証実験		
		④産産連携により実施する実証実験 ※自動車関連分野の中堅・中小企業に限る		
		採択枠	事業期間	補助限度額
		採択枠 事業期間 補助限度額	研究開発	一般枠
	複数年度事業:2年			1億円 (2年目は1年目採択額の範囲内)
スタートアップ・トライアル枠 優先採択枠	1年			1,000万円
デジタル(AI)・ カーボンニュートラル枠 優先採択枠	1年			1億円
	実証実験	1年	1億円	
対象者 (補助率)	種別	補助率		
	大企業	原則1/3以内		
	中堅企業	原則1/2以内		
	中小企業	2/3以内		
	市町村	1/2以内(実証実験のみ)		

※採択枠によって条件が異なる場合があるため、詳細は2~3ページをご確認ください。

2. 新あいち創造研究開発補助金の目的

愛知県では、2012 年度に創設した「産業空洞化対策減税基金」による企業立地や研究開発・実証実験の補助をしてまいりましたが、社会経済情勢の大きな変化に対応するため、2025 年 4 月 1 日より、「産業競争力強化減税基金」と名称を改め、事業の見直しを行いました。

次世代自動車や航空宇宙、ロボットなど、今後の成長が見込まれる分野において、企業等が行う研究開発・実証実験を支援し、本県における付加価値の高いモノづくりの維持・拡大につなげることを目的とした補助制度が「新あいち創造研究開発補助金」です。

3. 補助対象事業者

補助対象事業者は、以下の全てを満たす事業者（企業、事業協同組合等）及び市町村（実証実験のみ）です。

- (1) 愛知県暴力団排除条例（平成 22 年 10 月 15 日愛知県条例第 34 号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 事業を遂行するための資金を円滑に調達できること。
- (3) 事業を運営・管理できる能力を有しており、事業を実施するための体制が整備されていること。

4. 補助対象事業、実施条件

県内で実施される研究開発又は実証実験について、以下の区分により、提案を募集します。

ただし、研究開発においては、原則として応用研究の段階から試作品の完成の段階までを補助対象とします。

1 研究開発（一般枠）

次世代成長分野等（24 ページ「13. 参考資料」を参照）において、県内に事業所を持つ企業等が新たな製品や技術の開発を目指して実施する研究開発について、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するものを補助対象とします。

- (1) 外部機関と連携して実施する研究開発（4 ページ 5（1）を参照）
- (2) アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区の目標（24 ページ「13. 参考資料」を参照）達成に資する研究開発
- (3) あいちシンクロトロン光センターを活用して実施する研究開発
- (4) 産産連携（25 ページ「13. 参考資料」を参照）により実施する研究開発

2 研究開発（スタートアップ・トライアル枠）

研究開発に意欲のある中小企業の裾野を拡大し、愛知県の産業を支える中小企業の産業競争力の底上げを図るため、過去に本補助金の採択実績がない中小企業や新たな事業展開を図るスタートアップを対象としたメニューです。

これは、高付加価値な製品、技術の開発を目指した研究開発への意欲が高い企業の事業を、予算の範囲内で優先的に採択するもので、次世代成長分野等において、以下の条件を全て満たした場合に対象となります。

- (1) 県内に事業所を持つ中小企業（過去に本補助金の交付決定を受けた者を除く。）又は県内に事業所を持つスタートアップ（創業10年未満又は公的機関の事業に基づいてスタートアップと認定されている中小企業※）であること

※下線部の要件で申請する場合、参考資料として認定状況を明らかにした資料を添付してください。

- (2) 公設試験研究機関又は大学等と連携して実施する「研究開発」であること
- (3) 補助金申請額が1,000万円以下であること

3 研究開発（デジタル(AI)・カーボンニュートラル枠）

世界的な視点で全ての産業が対応しなければならない喫緊の課題であるデジタル化やカーボンニュートラルに関する取り組みを対象とし、予算の範囲内で優先的に採択するメニューです。

デジタル(AI)分野またはカーボンニュートラル分野（24ページ「13.参考資料」を参照）において、県内に事業所を持つ企業等が新たな製品や技術の開発を目指して実施する研究開発について、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを補助対象とします。

- (1) 外部機関と連携して実施する研究開発（4ページ 5（1）を参照）
- (2) アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区の目標（24ページ「13.参考資料」を参照）達成に資する研究開発
- (3) あいちシンクロトロン光センターを活用して実施する研究開発

4 実証実験

企業等が技術の高度化若しくは実用化又は製品の普及を目指して実施する、技術的・社会的な課題の検証について、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するものを補助対象とします。

- (1) 次世代成長分野関連技術や地域資源を活用し、市町村等と連携して実施する実証実験（4ページ 5（2）を参照）
- (2) 次世代成長分野関連技術の高度化又は実用化に資する実証実験
- (3) アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区の目標達成に資する実証実験
- (4) 産産連携（24ページ「13.参考資料」を参照）により実施する実証実験

5 区分ごとに特別に定める実施条件

(1) 外部機関と連携して実施する研究開発（1（1）、3（1）に該当する研究開発）

ア 大企業、中堅企業（みなし大企業、みなし中堅企業を含む。）が中心となる事業

原則として、産学官が連携する体制を構築してください。学とは、大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学、高等専門学校及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条3項に規定する大学共同利用機関法人（大学共同利用機関法人自然科学研究機構等））を指し、官とは、自治体が設置する試験研究機関のほか、国立研究開発法人産業技術総合研究所を始めとする国等の試験研究機関を指します。

イ 中小企業が中心となる事業

原則として、公設試験研究機関（大学等を含む。）と連携してください。

(2) 次世代成長分野関連技術や地域資源を活用し、市町村等と連携して実施する実証実験（4（1）に該当する実証実験）

実施する地域の市町村等と連携し、実施段階での協力体制を構築してください。

なお、市町村等とは、市町村、国、独立行政法人、一部事務組合等の各種機関を指します。

6 産産連携に係る注意事項（1（4）、4（4）に該当する研究開発・実証実験）

産産連携は、自動車関連分野の中堅・中小企業が主体となる必要があります。

例年、要件を満たしておらず、受付できない事例が発生していますので、必ず要件を確認してください（25～26 ページ「13. 参考資料」6を参照）。

5. 補助対象期間等

研究開発（一般枠）については、事業期間を単年度（1年）と複数年度（2年）から選択できます。

その他の研究開発（スタートアップ・トライアル枠、デジタル(AI)・カーボンニュートラル枠）及び実証実験については、事業期間は単年度（1年）のみとなります。

【単年度事業の場合】

補助金の交付対象事業の対象期間（以下「補助対象期間」という。）は、交付決定日から翌年（2027年）の3月31日までとなります。

ただし、着手日（2026年4月1日以降）から交付決定日の前日までに行われた事業に要する経費についても、事前着手届出書（様式2）の提出により、申請書に記載する事業との同一性の確認が可能で、かつ適正と認められる場合、補助対象とすることができます。

また、当該事業の実績報告書の提出は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は2027年4月5日のいずれか早い日までとなります。

<単年度事業スケジュール>

2026年										2027年					
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
募集期間			※事前着手期間			補助対象期間									
審査		ヒアリング	交付決定	書類検査・現地検査						実績報告提出期限	支払い（精算払い）				

※事前着手を行う場合、必ず19ページ「10. 証拠書類・支払方法」を確認し、書類の整備を実施してください。

※事前着手は2026年4月1日以降に「発注」を行った経費が対象となります。2026年3月31日以前に発注している場合は対象となりません。

【複数年度事業の場合】

1年目の補助対象期間は、交付決定日から翌年(2027年)の3月31日までとなります。

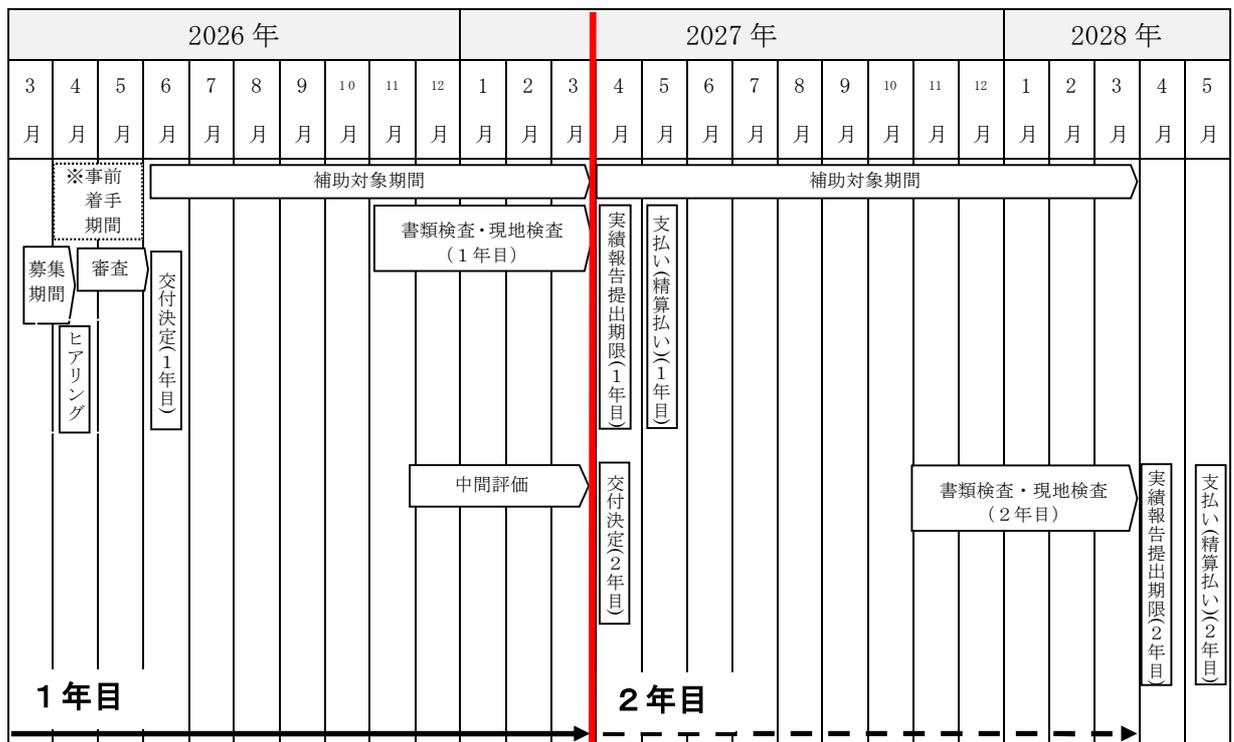
2年目(2027年度)の事業は、2026年度に実施した内容の中間評価を実施し、事業の継続に問題がないと判断された場合に交付決定を行います。その補助対象期間は、交付決定日から翌々年(2028年)の3月31日までとなります。

交付決定及び費用の精算・支払いは年度毎に行うため、以下の点に留意してください。

- ・ 交付申請時の事業計画は、年度ごとに検証・評価が可能な内容とすること
- ・ 費用の精算・支払いに関しては、1年目(2026年度)と2年目(2027年度)を完全に区別して実施すること (例えば、『1年目(2026年度)に発注・契約した経費を、2年目(2027年度)に支払った場合』や『1年目(2026年度)に発注・契約した経費について、2年目(2027年度)に納品を受けた場合』などは、いずれの年度においても補助対象経費と認められません。)

なお、1年目においては、着手日(2026年4月1日以降)から交付決定日の前日までに行われた事業に要する経費についても、事前着手届出書(様式2)の提出により、申請書に記載する事業との同一性の確認が可能で、かつ適正と認められる場合、補助対象とすることができます。

<複数年度事業スケジュール>



※事前着手を行う場合、必ず19ページ「10. 証拠書類・支払方法」を確認し、書類の整備を実施してください。

※事前着手は2026年4月1日以降に「発注」を行った経費が対象となります。2026年3月31日以前に発注している場合は対象となりません。

※交付決定及び費用の精算・支払いは、年度毎に行います。

6. 補助率、補助対象経費等

1 補助率及び補助限度額

区分		補助率		補助限度額 (下限50万円 ^{注4})
研究 開 発	一般枠、デジタル (AI)・カー ボンニュートラル枠	大企業 ^{注1、注2}	3分の1	1億円 ^{注3}
		中堅企業 ^{注1、注2}	2分の1	
		中小企業	3分の2	
	スタートアップ・トライアル枠	中小企業	3分の2	1,000万円
実証実験		大企業 ^{注1、注2}	3分の1	1億円
		中堅企業 ^{注1、注2} 、市町村	2分の1	
		中小企業	3分の2	

(注1) みなし大企業、みなし中堅企業を含む。

(注2) 大企業・中堅企業であっても、本公募要領 4. 補助対象事業で定めるアジアNo. 1航空宇宙産業クラスター形成特区関連事業及びあいちシンクロトン光センター活用事業(研究開発のみ)は3分の2以内

(注3) 複数年度事業(※研究開発(一般枠)にて適用)において、2年目の補助金交付申請予定額は、1年目の補助金交付申請額が上限となります。

(注4) 補助金交付申請額が50万円未満の場合は申請できません。なお、採択後、補助事業を実施した結果、対象と認められた補助額が50万円未満となる場合も、補助金は不交付となります。

2 補助対象経費

補助対象事業を実施するために直接必要な経費のうち、以下の経費を対象とします。

(1) 研究開発

- ア 部品・原材料及び副資材の購入に要する経費
- イ 機械装置及び開発ツールに要する経費
- ウ 委託及び外注に要する経費
- エ 産産連携での実施に係る、技術的支援を受けるために必要となる謝金、旅費
- オ 知的財産権の取得に要する経費(複数年度事業の場合のみ対象)

(2) 実証実験

- ア 部品・原材料及び副資材の購入に要する経費
- イ 機械装置、電算システム、付帯設備及び開発ツールに要する経費
- ウ 委託及び外注に要する経費
- エ 実証実験補助に係る人件費
- オ 実証実験協力費
- カ 広報宣伝費
- キ 実証実験の実施に係る諸経費
- ク 産産連携での実施に係る、技術的支援を受けるために必要となる謝金、旅費

補助対象経費は、以下の①～④の条件を全て満たすものとします。

- ①使用目的が補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ②補助対象期間内の契約・発注により発生した経費
- ③補助対象期間内に契約・発注の目的（物品の納入、委託費の報告書取得等）が完了した経費
- ④証拠書類（帳簿類、原則口座振込による振込書）等によって金額・支払等が確認できる経費

◆補助対象となる経費の内容及び注意事項

補助対象となる経費について、注意事項と併せて記載します。

【研究開発】

区分	細区分	
	項目	補足説明
<部品・原材料費> 部品・原材料及び副資材の購入に要する経費	部品・原材料費	【対象となる経費】 <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発に必要な部品・原材料及び付随する副資材で、補助対象期間内に使用するもの (例：鉄等の金属類、繊維素材、木材、樹脂、機械装置の部品・消耗品、化学製品、薬品、その他研究開発に使用する消耗品等)
	副資材費	【対象とならない経費】 <ul style="list-style-type: none"> ・文房具などの事務用品等の消耗品代 ・販売を目的とした製品、商品等の生産に係るもの ・見本品や展示品でも、販売可能性があるものの製作に係るもの ・販売する製品等の製作・販売のライセンス費用 <注意事項> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料等を補助対象経費として計上する場合、原材料等の購入量、使用量が分かる受払簿を作成する必要があります。 ・補助事業終了時点での未使用残存品は補助対象となりません。
<機械装置費> 機械装置及び開発ツールに要する経費	購入費	【対象となる経費】 <ul style="list-style-type: none"> ・機器等の購入費用（購入と一体で行う軽微な設置費用を含む） ・機器等のレンタル・リース費用
	賃借料(機器)	<ul style="list-style-type: none"> ・機器等の改修に要する費用 ・機能維持のための点検又は修理に要する費用
	改修費	【対象とならない経費】 <ul style="list-style-type: none"> ・汎用性があり、目的外使用となり得る物の購入費（ただし、研究開発の実施に支障を来し、相応の理由がある場合は対象） (例：パソコン、プリンタ、自動車（修理・車検費も含む）等) ・県外に設置する機器等に要する費用 ・単なる取替え更新にあたる機器等の購入費用 ・原則として中古品の購入費
	修繕費	<注意事項> <ul style="list-style-type: none"> ・生産目的の機械は補助対象となりません。
	保守費	

<p><委託・外注費></p> <p>委託及び外注に要する経費</p>	委託費(外注)	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部委託に要する経費 試験研究機関への外注試験などに要する経費 大学との共同研究費 <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 税務申告、決算書作成等のために税理士等に支払う費用 訴訟等のための弁護士費用 本補助金に関する書類作成代行費用 マーケティング調査費 コンサルティング費
	外注費	<p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 証拠書類として、実績報告書や成分分析結果等の成果物または利用報告書等の利用実績を証明する書類の提出が必要です。 2027年3月31日までの履行部分(支払済部分)が対象です。
<p>産産連携のみ</p> <p><謝金></p> <p>産産連携での実施に係る、技術的支援を受けるために必要となる謝金</p>	謝金	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 産産連携に必要な指導・助言を受けるために招聘する専門家(コーディネーター等)に対する謝金 <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 産産連携の内容と関連性が見られない謝金 自社労務費にあたるもの <p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 産産連携で申請する場合のみ対象です。
<p>産産連携のみ</p> <p><旅費></p> <p>産産連携での実施に係る、技術的支援を受けるために必要となる旅費</p>	旅費	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 産産連携を遂行するために必要な旅費・宿泊費及び交通費 <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 産産連携の内容と関連性が見られない旅費 自社旅費にあたるもの <p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 産産連携で申請する場合のみ対象です。 研究実施機関の旅費規程等により算出された経費である必要があります。
<p>複数年度事業のみ</p> <p><知的財産権取得費></p>	出願代行料	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象期間内における、補助対象事業にて生み出された発明等(発明及び考案)に係る知的財産権のうち、特許権及び実用新案権の取得に要する経費(相談費、書類作成費、出願代行料、調査費等)
	委託費(知財)	<p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許庁に納付する出願料 特許庁に納付する電子出願手数料 国際出願に関する費用(翻訳費、現地・国内代理人費用等を含む) 他者からの知的財産権等の買い取り費用 実施契約等の知的財産権の利用に関する経費

	調査費	<ul style="list-style-type: none"> ・拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費 ・共同で出願を行う場合の経費（ただし、権利の持分割合が書面等により確認できる場合については、持ち分割合に応じた経費を認める場合があります。） ・本補助事業と関連のない知的財産権等の取得に要する経費 ・他の制度により補助等の支援を受けている経費 <p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数年事業のみ対象です。 ・国内出願のみ対象です。 ・補助事業終了日までに費用の支払いが完了していることが条件です。 ・出願人は本補助金への応募者（法人の場合は法人名義）のみとします。例として、法人に在籍する個人名義での出願は、対象となりません。
--	-----	--

【実証実験】

区分	細区分	
	項目	補足説明
<部品・原材料費> 部品・原材料及び副資材の購入に要する経費	部品・原材料費	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証実験に必要なになる部品・原材料及び付随する副資材で、補助対象期間内に使用するもの (例：鉄等の金属類、繊維素材、木材、樹脂、機械装置の部品・消耗品、化学製品、薬品、その他実証実験に使用する消耗品等) <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文房具などの事務用品等の消耗品代 ・販売を目的とした製品、商品等の生産に係るもの ・見本品や展示品でも、販売可能性があるものの製作に係るもの ・販売する製品等の製作・販売のライセンス費用
	副資材費	<p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料等を補助対象経費として計上する場合、原材料等の購入量、使用量が分かる受払簿を作成する必要があります。 ・補助事業終了時点での未使用残存品は補助対象となりません。
<機械装置費> 機械装置、電算システム、付帯設備及び開発ツールに要する経費	購入費	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器等の購入費用（購入と一体で行う軽微な設置費用を含む） ・機器等のレンタル・リース費用 ・機器等の改修に要する費用 ・電気ガス水道工事等に要する費用 ・機能維持のための点検又は修理に要する費用 <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汎用性があり、目的外使用となり得る物の購入費（ただし、実証実験の実施に支障を来し、相応の理由がある場合は対象） (例：パソコン、プリンタ、自動車（修理・車検費も含む）等) ・単なる取替え更新にあたる機器等の購入費用 ・建物本体に影響を与える増築工事、改築工事、外構工事 ・原則として中古品の購入費
	賃借料(機器)	
	改修費	
	修繕費	

	保守費	<p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>生産目的の機械は補助対象となりません。</u>
	各種工事費	
<p><委託・外注費></p> <p>委託及び外注に要する経費</p>	委託費(外注)	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部委託に要する経費 ・試験研究機関への外注試験などに要する経費 ・大学との共同研究費 <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務申告、決算書作成等のために税理士等に支払う費用 ・訴訟等のための弁護士費用 ・本補助金に関する書類作成代行費用 ・マーケティング調査費 ・コンサルティング費
	外注費	<p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・証拠書類として、実績報告書や成分分析結果等の成果物または利用報告書等の利用実績を証明する書類の提出が必要です。 ・2027年3月31日までの履行部分(支払済部分)が対象です。
<p><補助員人件費></p> <p>実証実験補助に係る人件費(アルバイト)</p>	労務費	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接雇用のアルバイトで、作業時間に対する賃金、通勤費等(旅費は含まない) ・上記に係る社会保険料、労働保険料のうち、事業主負担分 <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接雇用ではない人件費(派遣等) ・自社労務費
	社会保険料等	<p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>従事内容が実証実験に関する業務のみの場合が対象です。</u> ・<u>正規職員の勤務時間数、時給換算単価を超えると対象外です。</u>
<p><実証実験協力費></p>	損害保険料	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力者に関する損害保険料 ・協力者に対する粗品等に要する経費 <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力者に支払う現金及び金券
	消耗品費(協力)	<p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>補助事業終了時点での未使用残存品は補助対象となりません。</u> ・使用量が分かる受払簿を作成する必要があります。

<p align="center"><広報宣伝費></p>	<p align="center">広報宣伝費</p>	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証実験の実施を広報するパンフレット、パネル、チラシ等に要する経費 <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汎用性があり、実証実験以後も製品 PR で使用できるもの ・商品の販売価格の記載がある等、販促を目的としたもの ・展示会出展料、ブース装飾費 ・テレビ、ラジオ、新聞等の広告媒体に係る費用 <p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広告宣伝費は、<u>実証実験の広告宣伝を目的としたものが補助対象であり、実証実験と関係のない活動に係る広告宣伝費は、対象となりません。</u> ・パンフレットやチラシ等の印刷については、数量が不当に過大とならないように必要数を計上してください。 ・価格の記載のあるパンフレットやチラシ等の印刷など販売目的と認められるものは対象となりません。
<p align="center"><諸経費></p> <p align="center">実証実験の実施に係る諸経費</p>	<p align="center">光熱水費</p> <hr/> <p align="center">賃借料(実施)</p> <hr/> <p align="center">消耗品費(実施)</p> <hr/> <p align="center">通信費</p>	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証実験実施に要する光熱水費、消耗品費、通信費 ・実証実験会場の借上等に要する賃借料 <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証実験の実施内容と関連性のないもの ・実証実験のために使用されたことが特定・確認できないもの <p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業に使用したことが明らかな範囲に限ります。 ・消耗品費は他の区分に記載するものを除きます。
<p align="center">産産連携のみ</p> <p align="center"><謝金></p> <p align="center">産産連携での実施に係る、技術的支援を受けるために必要となる謝金</p>	<p align="center">謝金</p>	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産産連携に必要な指導・助言を受けるために招聘する専門家（コーディネーター等）に対する謝金 <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産産連携の内容と関連性が見られない謝金 ・自社労務費にあたるもの <p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産産連携で申請する場合のみ対象です。
<p align="center">産産連携のみ</p> <p align="center"><旅費></p> <p align="center">産産連携での実施に係る、技術的支援を受けるために必要となる旅費</p>	<p align="center">旅費</p>	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産産連携を遂行するために必要な旅費・宿泊費及び交通費 <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産産連携の内容と関連性が見られない旅費 ・自社旅費にあたるもの <p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産産連携で申請する場合のみ対象です。 ・研究実施機関の旅費規程等により算出された経費である必要があります。

★その他、対象とならない経費

- ・電話代、インターネット利用料金等の通信費（実証実験に必要な場合は除く）
- ・家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、移転費用（家賃、光熱水費は実証実験に必要な場合を除く）
- ・土地、工場建屋、構築物、簡易建物（ビニールハウス、コンテナ、ドームハウス等）の取得費用及びレンタル費用（これらを作り上げるための組み立て用部材の費用を含む）
- ・本人及び従業員のスキルアップ、能力開発のための研修参加に係る費用
- ・求人広告
- ・特許使用料
- ・手数料（特許出願料、振込手数料、海外送金手数料、代引手数料、両替手数料、為替手数料等）
- ・公租公課（収入印紙、消費税及び地方消費税、輸入消費税等）
- ・各種保険料（実証実験協力者への損害保険料を除く）
- ・借入金、割賦販売等の支払利息及び遅延損害金
- ・飲食、奢侈、遊興、娯楽、接待の費用
- ・その他、公的な資金の使途として社会通念上、不適切と認められる経費

3 補助金交付についての注意事項

(1) 補助金の交付対象となる経費は、支払い対象となる行為(発注から支払いまで)が、交付決定日から翌年(2027年)の3月31日までに終了するものに限ります。

なお、2026年4月1日から交付決定日の前日までに行われた事業に要する経費についても、事前着手届出書(様式2)により、申請書に記載する事業との同一性の確認が可能で、かつ適正と認められる場合、補助対象とすることができます。

(2) 自社製品・サービスの調達に係る経費は、補助対象外となります。なお、連結子会社や同一代表者の企業からの調達については、原価(当該調達品の製造原価等)に限り補助対象とすることができます。

(3) 補助金の支払は、補助事業完了後の精算払いとします。

(4) 事業の対象として不明確なものや、証拠書類により金額等が確認できない支出は対象となりません。

(5) 共同提案において、実施者が他の共同実施者の委託先又は外注先になることはできません。

(6) 同一目的の事業において、国等の補助金等の交付を受ける場合には、国等の補助金等を受ける部分については、原則として、この補助金の対象としません。

(7) 補助金交付決定までに、会社(企業)規模を変更する場合は、原則として、補助率、補助限度額等が変更となります。

7. 応募手続き

1 応募書類提出期間

2026年3月25日（水）午前9時から2026年4月7日（火）午後3時まで（必着）

2 応募書類提出方法

公募書類の提出は電子申請のみです。

（1）あいち電子申請・届出システム

以下の県 Web ページ「あいち電子申請・届出システム」に掲載の「2026年度 新あいち創造研究開発補助金に係る応募書類の提出」の項目を選択し、提出してください。

【申請 Web ページ】

<https://ttzk.graffer.jp/pref-aichi>

※提出する際は、ファイルの圧縮等を行い、容量を200MB以下にしてください。

（2）J グランツ

以下のデジタル庁の電子申請システム「J グランツ」の Web ページに掲載の「【愛知県】2026年度 新あいち創造研究開発補助金」の項目を選択し、提出してください。

【申請 Web ページ】

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

J グランツによる提出の場合は、G ビズ ID「gBiz プライムアカウント」の取得が必要となります。「G ビズ ID」の詳細については、以下の Web ページをご覧ください。

【G ビズ ID Web ページ】

<https://gbiz-id.go.jp>

当該 ID は申請から取得までに1週間程度を要しますので、公募開始前からのご準備をお勧めします。

3 応募書類

応募書類は下表のとおりです。県が指定した様式は、県のホームページからダウンロードしてください。また、応募に当たっては以下（1）～（6）の内容を遵守してください。

（1）応募書類は、必ず本公募要領による様式を使用してください。記載に当たっては、公募要領47ページ以降の「15. 記載上の注意事項（記載例）」を必ずご確認の上、可能な限り具体的・定量的、かつ簡潔明瞭に記載してください。

（2）行政手続きの押印廃止に伴い、応募書類に押印は必要ありません。

（3）あいち電子申請・届出システム又は J グランツによる書類提出にあたっては、公募

要領 30 ページ【提出書類チェックシート】を必ず事前に確認してください。

- (4) 応募書類提出後、あいち産業科学技術総合センター職員等による提案事業計画についてのヒアリング調査を実施しますので、所定の期間内（5「交付決定までのスケジュール」を参照）に必ずヒアリングを受けてください。また、必要に応じて追加説明書類の提出を求める場合があります。
- (5) 審査は、原則として応募書類に基づく書面審査としますが、必要に応じて対面審査を行う場合があります。
- (6) 応募書類及び追加説明書類等は、審査以外の目的には使用しません。また、応募書類は返却しません。

<応募書類>

書類	提出時のファイル名
(様式1) 補助金交付申請書	00_【様式1】交付申請書.docx
(別紙1) 補助事業説明書 ※1 <u>枚数制限あり</u>	01_【別紙1】補助事業説明書.docx
(別紙2) 事業工程表 ※2	02_【別紙2】事業工程表.xlsx
(別紙3) 経費内訳明細書 ※2	03_【別紙3】経費内訳明細書.xlsx
(様式2) 事前着手届出書 ※3	04_【様式2】事前着手届出書.docx
担当者連絡先	05_【担当者連絡先】.docx
申請書基礎データ	06_【申請書基礎データ】.xlsx
法人登記簿（履歴事項全部証明書）	07_【登記簿】.pdf
決算書類（貸借対照表、損益計算書）直近2期分	08_【決算書類】.pdf
金額の算出根拠資料（見積書、カタログ等）※4	09_【算出根拠】.pdf
国等の補助金を申請する場合は、その概要	10_【国等補助金概要】.pdf
加点対象の取組を証する書類（必要に応じ添付）	11_【加点対象】.pdf
参考資料（必要に応じ添付）	12_【参考資料】.pdf

※1：単年度事業及び複数年度事業（2年目）の事業者は10枚以内、複数年度事業（1年目）の事業者は14枚以内としてください。

※2：複数年度事業（1年目）の場合は、年度毎に作成してください。

※3：事前着手届出書は必ず交付申請書に添えて、応募時に提出してください。

なお、事前着手届出書は採択を約束するものではなく、不採択の場合、既に支出した費用に補助金を支払うことはありません。

※4：1件100万円（税抜）以上のものを対象とします。

4 応募にあたっての注意事項

- (1) 同一法人・事業者からの応募は、1件に限ります。
- (2) 複数の主体による共同提案も可能ですが、その際は、事業全体の管理責任者として、代表1者を申請者としてください。
- (3) 協力関係にある企業等から、同一内容を別々に重複して応募できません。
- (4) 別々の事業計画であっても、応募する企業等がお互いの補助対象経費の支払い対象として予定している場合は、どちらか一方の企業等は応募することはできません。

5 交付決定までのスケジュール（予定）

応募書類の提出から交付決定までのスケジュール（予定）は、以下のとおりです。

2026年3月25日から4月7日まで	応募書類の提出期間
4月10日から4月16日まで	ヒアリング調査の実施
5月下旬頃	審査委員会による審査
6月上旬頃	審査結果通知・交付決定

8. 補助対象事業の評価事項

事業の採択にあたっては、以下の事項について評価します。

1 事業の目的及び内容

- (1) 事業の目的及び内容が、本県における付加価値の高いモノづくりの維持・拡大に資する内容であるか。
- (2) 事業を行う定量的な目標及び実施する内容が、明確であるか。
- (3) 提案者等について、事業を実施するにあたって十分な能力を有しているか。

2 事業計画

- (1) 事業スケジュールは、実現可能な内容であるか。
- (2) 事業に参加する者（協力者を含む。）との役割分担は、明確であるか。
- (3) 段階ごとに得られる成果等のイメージは、具体的で明確なものであるか。

3 事業実施の方法

- (1) 導入する機器・システムの種類、機能、台数及び設置場所について、妥当な内容として計上されているか。
- (2) 事業実施にあたっての主体、場所等が明確で妥当なものであるか。
- (3) 検証・評価を行うにあたって、対象となるデータは、明確であり、妥当なものであるか。
- (4) 検証・評価手法は、成果等を導く手法として、具体的で妥当な内容であるか。

4 事業に要する経費

事業経費（内訳）が、効率的に計上されているか。

5 事業を行う意義、効果等

- (1) 研究開発については、新規性を有する内容であるか。
- (2) 実証実験については、新規性のほか、モデル事業としてのPR効果や波及効果を有する内容であるか。
- (3) 自社における事業化の可能性、事業化した場合の効果（雇用面を含む。）が見込まれる内容であるか。
- (4) 市場の新規開拓・拡大や地域資源の活用など、本県経済への寄与が見込まれる内容であるか。

6 技術優位性（デジタル(AI)・カーボンニュートラル枠が該当)

自社の技術優位性等が、申請分野において特にアピールできる内容であるか。

7 その他

複数年度事業は、単年度事業よりも事業遂行力等を厳正に評価します。

9. 審査及び審査結果通知

1 審査方法

- (1) 応募案件については、外部の有識者を含む審査委員会において審査を行い(非公開)、採択案件を決定します。
- (2) 公募要領 3 ページに定義する「スタートアップ・トライアル枠」及び「デジタル(AI)・カーボンニュートラル枠」の応募案件を優先的に採択します。
- (3) 公募要領 26 ページに定義する中小企業の応募案件は加点対象とします。
- (4) 公募要領 28 ページの「事業継続力強化計画」については、認定後、3年以内のものに限り、加点対象とします。
- (5) 公募要領 29 ページの「愛知ブランドイノベーションアワード」の受賞企業については、受賞後、最初の応募案件のみを加点対象とします。
- (6) 公募要領 29 ページの「パートナーシップ構築宣言」について、ポータルサイト (<https://www.biz-partnership.jp/>) にて宣言を公表している事業者(本補助金募集締切日時点)の応募案件は加点対象とします。
- (7) 公募要領 29 ページの「愛知県「休み方改革」プロジェクト」について、休み方改革マイスター認定企業、「休み方改革」イニシアチブ賛同企業の登録を受けており、「休み方改革」につながる取組として「自社だけでなく、取引先とも一緒になって休み方改革を推進」に登録している企業は加点対象とします。
- (8) 一般枠、デジタル(AI)・カーボンニュートラル枠及び実証実験においては、過去3年間に本補助金の交付決定を受けている場合、回数に応じて減点します。
- (9) スタートアップ・トライアル枠においては、過去に本補助金の交付決定を受けている場合、回数に応じて減点します。
- (10) 採択にあたっては、内容等の変更を依頼する場合があります。
- (11) 採択された場合であっても、交付申請の金額に対して補助金額が減額される場合があります。

2 審査結果の通知等

- (1) 審査結果については、決定後速やかに通知します。
- (2) 採択案件については、企業名や事業テーマ等を公表します。
- (3) 採択案件の公表にあたり、採択金額について報道機関等からの問い合わせがあった場合、概算額を公表する場合がありますので、ご承知おきください。

10. 証拠書類・支払方法

各補助対象経費の支出が適正に行われていることを確認するため、県が指定する期日までに、各段階に応じた証拠書類を提出する必要があります。1（2）から（6）までの日付は、補助事業の実施期間内である必要があります。

1 証拠書類

（1）見積書

購入・発注をする物品やサービスなどの内容、費用を事前に確認したことが分かる書類
※見積書は、補助金交付申請書に記載のある事業者名を宛名として徴取する必要があります。

※公設試の依頼試験料等は、該当する料金表をご提出ください。

※Web通販の場合、発注画面のスクリーンショット等で代用可能です。

※大学等と共同研究契約を行う場合も、見積書の徴取が必要です。大学名義または担当教授等が発行する見積書をご提出ください。

※購入予定額が1発注100万円(税抜)以上の発注に際しては、原則として2者以上から見積書を取得し、安価な方を選択してください。その際、見積条件は同一の内容としてください。

（2）発注・契約

物品やサービスなどを発注・契約したことが確認できる書類

【例】発注書、契約書、申込書、受注確認書、注文履歴のプリントアウト（インターネット取引の場合でも必要です）など

※発注書とは、物品やサービスなどを購入する際の注文書類です。

発注書等は、補助金交付申請書に記載のある事業者名を依頼元として発注・契約する必要があります。

※発注日、契約日は必ず交付決定日または事前着手届に記載する着手年月日以降としてください。

※納期や契約期間（始期と終期）は、補助事業の実施期間内としてください。

※見積書の有効期限内に発注してください。有効期限外の場合は無効となります。

※1発注が200万円(税抜)以上の場合、契約書の提出を求めますので、必ず作成してください。

（3）納品・完了・検収

物品を受け取ったこと、又は、サービスが完了したことを確認できる書類

【例】納品書、完了報告書、成績書、利用報告書など

※納品書とは、発注・契約内容と受け取った商品・サービスが一致していることや納品された期日を確認するための書類です。納品書等は、補助金交付申請書に記載のある事業者名を依頼元として徴取する必要があります。

※納品書には、必ず検収を実施した日付と担当者名（検収印の押印もしくはサイン）を記載してください。

※物品の納品を目的としない「共同研究契約」「分析試験」等の経費については、必ず完了が確認できる書類（実績報告書、成分分析結果表、利用報告書等）を取得してください。

※社外にて納品、検収することはできません。

（４）請求

物品やサービスなどの代金を請求されたことが確認できる書類

【例】請求書、公設試が発行する納入通知書、請求履歴のプリントアウト（インターネット取引の場合でも必要です）など

※請求書とは、物品やサービスを納品した対価として取引先が代金を請求する書類です。請求書等は、補助金交付申請書に記載のある事業者名を依頼元として徴取する必要があります。

（５）支払資料

金融機関が発行する代金の支払確認が可能な資料

【例】振込依頼書、振込受付票、振込証

※支払日が補助対象期間内である必要があります。

（例えば、口座引落の場合、口座から引き落とされた日が、補助対象期間を越えている支払いについては、全額補助対象となりません。）

※上記書類に加え、預金通帳の写し又は当座勘定照合表等もご提出いただきます。

※インターネットバンキングを利用した支払いについても、上記書類に類する書類をご提出いただきます。なお、振込から時間が経過すると、金融機関で発行が困難になるケースが散見されますので、必ず振込時に書類を保管してください。

※自社振出・他社振出に関係なく、小切手・手形による支払い（でんさいを含む）は認められません。

また、補助事業者から相手方へ資金の移動が確認できないことから、**相殺（売掛金と買掛金の相殺等）や預け金による決済は認められません。**

※支払いは、法定通貨で行ってください。仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券の利用等は認められません。

支払いは、補助金交付申請書に記載のある事業者名で行う必要があります。

※支払先が公設試の場合のみ、現金支払いを補助対象と認めます。その場合、領収書を提出してください。

（６）その他必要書類

ア 知的財産権取得費（複数年度事業のみ対象）

業務内容に応じて、以下の書類の提出が必要です。

【例】相談議事録、出願書類、調査結果報告書、権利証等の写し

※当該出願が補助事業に関するものであることが確認できる必要があります。

※共同出願の場合は、持分割合を明示した書類が必要です。

イ 補助員人件費（実証実験のみ対象）

人件費（賃金、通勤費）の算定根拠として、以下の書類の提出が必要です。

- ①役割・業務内容・雇用期間等がわかる体制図・雇用条件通知書等
- ②時間単価算定書類（求人募集等）
- ③給与台帳または給与明細
- ④通勤費の算定書類
- ⑤業務日誌
- ⑥源泉徴収の状況が分かる書類

ウ 広報宣伝費（実証実験のみ対象）

チラシ、パンフレット、パネル等を作成した場合は、データや撮影した写真等の納入物の内容がわかるものを提出してください。

エ 原材料等受払簿

原材料等を購入する場合、購入した物品の数量及び使用量を記録した受払簿を作成し、提出してください。なお、使用前後の写真を撮影し、受払簿に添付してください。

2 支払方法

（1）口座振り込み（原則）

補助対象経費の支払方法は口座振込が原則です。

※必ず補助金交付申請書に記載のある事業者名の口座で振込みしてください。補助事業者が法人であるのに個人口座や、他の法人名義の口座で振込みをしている場合などは、補助対象と認められません。

※現金での振込みは、補助対象と認められません。

※振込手数料は補助対象となりません。また、振込手数料が先方負担の場合、補助対象経費から除外します。

（2）クレジットカード（法人カードかつ1回払いのみ）

クレジットカードでの支払いの場合、以下の①、②の証拠書類の写しをすべて提出しなければなりません。なお、1回払いのみ認めます。

※必ず補助金交付申請書に記載のある事業者名のカードで決済してください。補助事業者が法人であるのに個人口座のカードや、他の法人口座のカードで決済している場合などは、補助対象と認められません。

①カード会社発行の「カードご利用代金明細書」

※補助対象経費の金額と利用額の合計金額がわかる箇所を提出してください。

※他の書類と同様に、必ず実績報告書の提出期日までに提出する必要があります。カード会社からの郵送が月末になる場合などは注意してください。

②クレジットカード決済口座の通帳の該当部分

※口座からの引き落とし（支払日）が補助対象期間内に完了している必要があります。

11. その他

1 補助事業者の義務等

本補助金の活用には、以下に記載した事項のほか、愛知県補助金等交付規則を遵守してください。

- (1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に県の承認を得なければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業の交付年度中の進捗状況について、状況の報告を求められた場合には、速やかに報告しなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業を完了した時、若しくは中止又は廃止の承認を受けた時は、その日から起算して30日以内又は翌年度(2027年)の4月5日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければならない。
- (4) 補助事業により取得し又は効用が増加した機械等(以下「財産」という。)であって、1件あたりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものは、処分制限財産とする。補助事業者は、処分制限財産につき、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。
- (5) 補助事業者は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に規定する期間又はそれに準ずるものと認められる期間が経過する前に(4)の処分制限財産を処分しようとするときは、事前に知事の承認を受けなければならない。なお、当該財産を処分したことにより補助事業者に入収入があったときは、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を県に納付させる場合がある。
- (6) 補助金の交付を受けて取得した財産を担保に供することは認められない。
- (7) 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類(委託事業を確定したときの証拠書類を含む。)を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければならない。
- (8) 同一目的の事業において、国等の補助金等の交付を受ける場合には、速やかに県に報告すること。国等の補助金等を受ける部分については、原則として、この補助金を交付しない。
- (9) 補助事業終了後の補助金額の確定作業において、補助対象物件や、帳簿類の確認ができない場合には、当該物件等に係る金額は補助対象外とする。
- (10) 補助事業終了後、県の監査関係者が実地検査に入ることがある。
- (11) 補助事業者が、愛知県補助金等交付規則等に違反する行為等(他の用途への無断流用、虚偽報告等)をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがある。
- (12) 補助事業者は、補助事業年度の翌年度から5年間、事業状況報告書を提出すること。また、成果に関する県の訪問調査、アンケート調査に協力すること。

2 知的財産権の帰属

補助事業の実施により得られた知的財産権は、補助事業者に帰属するものとします。

3 事業成果の公表等

補助事業に関係する調査依頼や、補助事業完了後に事業成果を発表していただくなど、県が実施する施策への協力を求める場合があります。

また、上記以外の場合であっても、展示会等で補助事業の成果を公表する場合は、「新あいち創造研究開発補助金」を活用したものであることを明記してください。

4 政治資金規正法に関する事項

政治資金規正法第 22 条の 3 第 4 項の規定により、愛知県から補助金等（一部例外を除く）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該補助金等の交付決定の通知を受けた日から 1 年間、愛知県議会の議員若しくは長に係る公職の候補者（候補者となろうとする者及び公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体（政党等）に対して政治活動に関する寄附をすることができないこととされています。

新あいち創造研究開発補助金は、上記の一部例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わない補助金等）には該当せず、寄附制限が適用されるものと判断しています。

5 愛知県国家戦略特区「高度人材ポイント制の特別加算」

本補助金の交付を受けている企業については、高度外国人材に対するポイント制による特別加算（10 点加算）の対象となります。詳細は以下の URL をご確認ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sangyo-seisaku/point.html>

12. 問合せ先

本事業の内容等に関する質問は、以下の担当で受け付けます。ただし、申請内容に関する相談や審査の経過等に関する問合せには応じられません。

愛知県経済産業局産業部 産業科学技術課 研究開発支援グループ

電 話：052-954-6370（ダイヤルイン）

メール：san-kagi@pref.aichi.lg.jp

U R L：https://www.pref.aichi.jp/press-release/shin-aichi/koubo2026.html

13. 参考資料

1 次世代成長分野等

「次世代成長分野等」とは、以下の分野を指します。ただし、実証実験においては、キ及びクを除きます。

- ア 次世代自動車分野
- イ 航空宇宙分野
- ウ 環境・新エネルギー分野
- エ 健康長寿分野
- オ 情報通信分野
- カ ロボット分野
- キ 「中小企業の特定期間ものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針」に指定された技術分野（下記5を参照）
- ク あいち産業科学技術総合センターが支援する技術分野（下記6を参照）

2 デジタル（AI）分野

「デジタル（AI）分野」とは、以下の分野を指します。

- ア 半導体分野
- イ 情報処理分野
- ウ 高度情報通信インフラ分野

3 カーボンニュートラル分野

「カーボンニュートラル分野」とは、以下の分野を指します。

- ア 洋上風力発電分野
- イ 次世代型太陽電池分野
- ウ 蓄電池分野
- エ 水素・アンモニア分野
- オ CO2活用・削減分野

4 アジアNo. 1航空宇宙産業クラスター形成特区の目標

「アジアNo. 1航空宇宙産業クラスター形成特区の目標」とは、国から指定を受けて愛知県等が進める国際戦略総合特区に関する以下の項目を指します。

- ア 中部地域における航空宇宙産業の生産高
- イ 中部地域における航空機・部品の生産高
- ウ 中部地域における航空宇宙関連輸出額
- エ 中部地域における航空宇宙関連の工場等の新增設件数

5 「中小企業の特定制品づくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針」に指定された技術分野

同指針は、我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を目的に、中小企業のものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するものです。

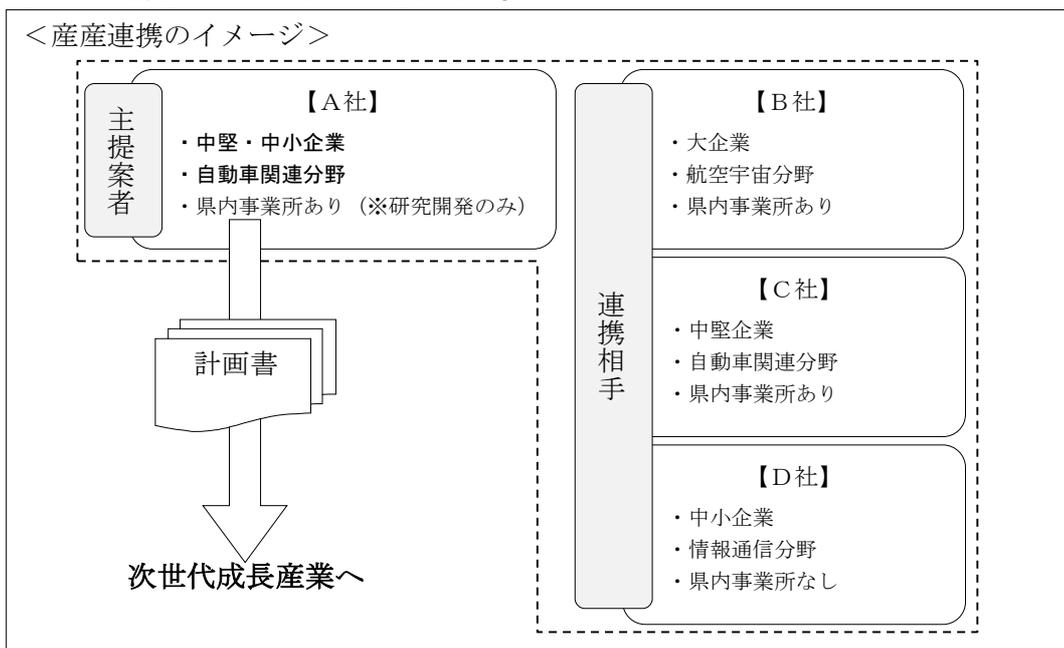
同指針では、特定基盤技術として、以下の12分野が定められています。

- | | |
|----------|-------------|
| 1 デザイン開発 | 7 表面処理 |
| 2 情報処理 | 8 機械制御 |
| 3 精密加工 | 9 複合・新機能材料 |
| 4 製造環境 | 10 材料製造プロセス |
| 5 接合・実装 | 11 バイオ |
| 6 立体造形 | 12 測定計測 |

6 産産連携

「産産連携」とは、自動車関連分野（*）の中堅・中小企業が主提案者となり、次世代成長分野等への進出に向けて、他企業と共同で取り組む事業を指します。

「産産連携」は、事業全体の管理責任者である主提案者と連携相手との共同提案であることが条件です。ただし、共同提案では、実施企業が他の共同実施企業の委託先又は外注先になることはできません。



* 「自動車関連分野」とは、日本標準産業分類に規定する下記の16業種を指します。

- 1832 輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）（自動車用に限る）
- 1911 自動車タイヤ・チューブ製造業
- 2112 板ガラス加工業（自動車用に限る）
- 2429 その他の金物類製造業（自動車用に限る）
- 2451 アルミニウム・同合金プレス製品製造業（自動車用に限る）
- 2452 金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）（自動車用に限る）
- 2596 他に分類されないはん用機械・装置製造業（自動車用に限る）
- 2691 金属用金型・同部分品・附属品製造業（自動車用に限る）
- 2692 非金属用金型・同部分品・附属品製造業（自動車用に限る）
- 2922 内燃機関電装品製造業（自動車用に限る）
- 2941 電球製造業（自動車用に限る）
- 2942 電気照明器具製造業（自動車用に限る）
- 2951 蓄電池製造業（自動車用に限る）
- 3111 自動車製造業（二輪自動車を含む）
- 3112 自動車車体・附随車製造業
- 3113 自動車部分品・附属品製造業

7 あいち産業科学技術総合センターが支援する技術分野

あいち産業科学技術総合センターでは、県内8拠点において以下の分野における技術支援を行っています。（URL：<https://www.aichi-inst.jp/>）

	住所	技術支援分野
本部 (技術支援部(瀬戸窯業試験場))	豊田市八草町秋合 1267-1 「知の拠点あいち」	無機化学、有機化学、ナノテクなど
産業技術センター	刈谷市恩田町 1-157-1	有機材料、無機材料、金属材料など
	常滑市大曾町 4-50	セラミックス材料、和洋食器、瓦、タイルなど
	碧南市六軒町 2-15	
食品工業技術センター	名古屋市西区新福寺町 2-1-1	醸造食品、農産加工品、菓子など
尾張繊維技術センター	一宮市大和町馬引字宮浦 35	毛織物、綿織物、繊維資材など
三河繊維技術センター	蒲郡市大塚町伊賀久保 109	

8 中小企業等の定義

(1) 中小企業

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者（下表を参照）又は法人格を有する中小企業者の団体を指します。ただし、みなし大企業、みなし中堅企業（後述）については除きます。

<中小企業者に該当する基準>

主たる事業として営んでいる業種	【資本金基準】 資本の額 又は出資の総額	【従業員基準】 常時使用する 従業員の数(※)
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種 (下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記3業種を除く。)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業及び情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

(※) 常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員及び臨時の従業員を含まない。

(2) 中堅企業

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者に該当しない企業であって、従業員数が2,000人以下の企業を指します。ただし、みなし大企業(後述)については除きます。

(3) 大企業

8(1)の中小企業及び8(2)の中堅企業に該当しない企業を指します。

(4) みなし大企業

8(1)の中小企業又は8(2)の中堅企業に該当する企業のうち、以下のアからオのいずれかに該当する企業を指します。「みなし大企業」に該当する企業は、本補助制度上、大企業であるものとみなします。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業(みなし大企業を含む)が所有している者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を上記アからウのいずれかに該当する者が所有している者

オ 上記アからウに該当する者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている者

(5) みなし中堅企業

8(1)の中小企業に該当する企業のうち、以下のアからオのいずれかに該当する企業を指します。「みなし中堅企業」に該当する企業は、本補助制度上、中堅企業であるものとみなします。なお、8(4)と8(5)のいずれの要件にも該当す

る場合は、8（4）みなし大企業に該当するものとします。

- ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の中堅企業（みなし中堅企業を含む）が所有している者
- イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を中堅企業が所有している者
- ウ 中堅企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者
- エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を上記アからウのいずれかに該当する者が所有している者
- オ 上記アからウに該当する者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている者

9 経営革新計画

中小企業等経営強化法では、「経営革新」を「事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」と定義しています。

経営革新計画を策定し、承認を受けることで、金融機関の低利融資、信用保証の特例、販路開拓等の支援の対象になります。

【経営革新計画についての問合せ先】

愛知県経済産業局中小企業部 中小企業金融課 経営革新・組合指導グループ
電話：052-954-6334（ダイヤルイン） メール：kinyu@pref.aichi.lg.jp
URL：https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/0000042990.html

10 事業継続力強化計画

事業継続力強化計画（通称：ジギョケイ）は国（経済産業省）が創設した制度です。中小企業が自社の災害リスクを認識し、防災・減災対策の取組を開始するために必要な項目を盛り込んだもので、中小企業のための簡易なBCPと位置づけられています。

当計画を経済産業大臣が認定する制度があり、認定を受けた中小企業は、税制措置や金融支援、国の補助金の加点措置などの支援策が受けられます。計画実施期間の上限は3年で、認定期間終了後、認定を受けた計画の内容を継続されたい場合は、2回目の申請を行う必要があります。

【事業継続力強化計画についての問合せ先】

愛知県経済産業局中小企業部 中小企業金融課 経営革新・組合指導グループ
電話：052-954-6334（ダイヤルイン） メール：kinyu@pref.aichi.lg.jp
URL：https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/aichi-bcp.html

11 愛知ブランドイノベーションアワード

愛知県は、オンリーワンやトップシェアなど世界に誇る独自の技術や製品を持つ県内の優れたモノづくり企業を「愛知ブランド企業」として認定し、愛知ブランド企業が行う先進的な取組を「愛知ブランドイノベーションアワード」として表彰しています。

【愛知ブランドイノベーションアワード及び愛知ブランド企業についての問合せ先】

愛知県経済産業局産業部 産業振興課 基盤産業・調整グループ

電 話：052-954-6345（ダイヤルイン） メール：a-brand@pref.aichi.lg.jp

URL：https://www.aichi-brand.jp/

12 パートナーシップ構築宣言

サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」の立場から企業の代表者の名前で宣言する国の制度です。宣言公表企業に対する各種優遇制度などが設けられています。

【パートナーシップ構築宣言についての問合せ先】

(公財)全国中小企業振興機関協会

電 話：03-6228-3802

URL：https://www.biz-partnership.jp/index.html

（「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト）

13 愛知県「休み方改革」プロジェクト

県民全体のワーク・ライフ・バランスの充実と生産性向上による地域経済の活性化の実現を目指すため、愛知県が経済界・労働界・教育界とともに「休み方改革」に取り組むプロジェクトです。

【愛知県「休み方改革」プロジェクトについての問合せ先】

愛知県観光コンベンション局 観光振興課 企画グループ

電 話：052-954-6353（ダイヤルイン）

URL：https://www.aichi-yasumikata.jp/

愛知県政策企画局 地方創生課 企画グループ

電 話：052-954-6093（ダイヤルイン）

【休み方改革マイスター企業認定制度についての問合せ先】

愛知県労働局 労働福祉課 労使関係グループ

電 話：052-954-6361（ダイヤルイン）

URL：https://aichi-meister.pref.aichi.jp/meister/

【提出書類チェックシート】

- 応募書類は、1ファイルにzip化して提出してください。
- 応募書類は、必ず本公募要領による様式を使用してください。また、記載に際しては必ず記載上の注意事項（記載例）を確認してください。
- 応募書類のファイル名は、下記（注1）のとおり記載してください。

様式	提出書類名	備考	確認欄
様式1	2026年度新あいち創造研究開発補助金交付申請書（申立書含む）	1ファイル にzip化 して提出	
別紙1	補助事業説明書 <u>※枚数制限あり（15ページを参照）</u>		
別紙2	事業工程表		
別紙3	経費内訳明細書		
様式2	2026年度新あいち創造研究開発補助金事前着手届出書【任意】		
その他	提案事業計画についてのヒアリング調査実施に係る御担当者連絡先 （以下「担当者連絡先」）		
	申請書基礎データ		
	法人登記簿（履歴事項全部証明書）		
	決算書類（貸借対照表、損益計算書）直近2期分 金額の算出根拠資料（見積書、カタログ等） ※1件100万円（税抜）以上のものを対象とします。		
	国等の補助金を申請する場合は、その概要		
	加点对象の取組を証する書類（必要に応じ添付）		
	参考資料（必要に応じ添付）		

（注1）電子提出について

- ・ファイル形式について、以下のとおりとしてください。
 - 【PDF不可】様式1、別紙1～3、様式2、担当者連絡先、事業計画書基礎データの電子データ
 - 【PDFのみ可】法人登記簿、決算書類（直近2期分）、算出根拠（見積書、カタログ等）、国等補助金概要、加点对象の取組を証する書類、参考資料の電子データ
 - ・応募の際には、下記のファイル名で提出してください。
- | | |
|----------------------|------------------|
| 00_【様式1】交付申請書.docx | 07_【法人登記簿】.pdf |
| 01_【別紙1】補助事業説明書.docx | 08_【決算書類】.pdf |
| 02_【別紙2】事業工程表.xlsx | 09_【算出根拠】.pdf |
| 03_【別紙3】経費内訳明細書.xlsx | 10_【国等補助金概要】.pdf |
| 04_【様式2】事前着手届出書.docx | 11_【加点对象】.pdf |
| 05_【担当者連絡先】.docx | 12_【参考資料】 |
| 06_【申請書基礎データ】.xlsx | |

（注2）共同提案の場合

全ての共同提案者について、申立書、法人登記簿及び決算書類が必要となります。

（注3）スタートアップ・トライアル枠で申請する場合のうち、「公的機関の事業に基づいてスタートアップと認定されている中小企業」の要件に当てはまる企業は、参考資料として認定状況を明らかにした資料を添付してください。

【補助対象経費区分一覧表】

- ・別紙3「経費内訳明細書」の作成にあたり使用してください。
- ・補助事業を行うために必要な以下の細区分の経費を補助対象とします。
- ・金額が重複しないように、ご注意ください。
- ・補助対象経費の詳細はP8～12の「補助対象となる経費の内容及び注意事項」をご確認ください。

1 研究開発

番号	区分	細区分	
		項目	補足説明等
①	＜部品・原材料費＞ 部品・原材料及び副資材 の購入に要する経費	部品・原材料費	研究開発に必要な部品・原材料費
		副資材費	上記に付随する副資材費
②	＜機械装置費＞ 機械装置及び開発ツール に要する経費 ^{注1}	購入費	機器等の購入費用
		賃借料(機器)	機器等のレンタル・リース費用
		改修費	機器等の改修に要する経費
		修繕費	機能維持のための修理に要する費用
③	＜委託・外注費＞ 委託及び外注に要する経 費	委託費(外注)	外部委託に要する経費
		外注費	試験研究機関への外注試験などに要する経費
④	＜謝金＞ 産産連携での実施に係 る、技術的支援を受ける ために必要となる謝金 ^{注1,2}	謝金	産産連携に係る指導・助言等を受けるために招聘する専門家(コ ーディネーター等)に対する経費
⑤	＜旅費＞ 産産連携での実施に係 る、技術的支援を埋める ために必要となる旅費 ^{注2}	旅費	産産連携を遂行するために特に必要な旅費／宿泊費及び交通 費であって、研究実施機関の旅費規定等により算出された経費
⑥	＜知的財産権取得費＞ 知的財産権の取得に要 する経費 ^{注3}	出願代行料	弁理士による出願書類作成、出願代行費用(国内弁理士に限る)
		委託費(知財)	弁理士による相談費(国内弁理士に限る)
		調査費	先行技術の調査に係る費用

(注1) ②、④については、自社の労務費を含まない。

(注2) ④、⑤については、産産連携の場合に限る。

(注3) ⑥については、複数年度事業の場合に限る。

2 実証実験

番号	区分	細区分	
		項目	補足説明等
①	＜部品・原材料費＞ 部品・原材料及び副資材の購入に要する経費	部品・原材料費	実証実験に必要な部品・原材料費
		副資材費	上記に付随する副資材費
②	＜機械装置費＞ 機械装置、電算システム、付帯設備及び開発ツールに要する経費 ^{注4}	購入費	機器等の購入費用
		賃借料(機器)	機器等のレンタル・リース費用
		改修費	機器等改修に要する経費
		修繕費	機能維持のための修理に要する費用
		保守費	機能維持のための点検に要する費用
		各種工事費	電気ガス水道工事等に要する経費
③	＜委託・外注費＞ 委託及び外注に要する経費	委託費	外部委託に要する経費
		外注費	試験研究機関への外注試験等に要する経費
④	＜補助員人件費＞ 実証実験補助に係る人件費(アルバイト)	労務費	作業時間に対する賃金、通勤費等(旅費は含まない。)
		社会保険料等	上記に係る社会保険料、労働保険料のうち、事業主負担分
⑤	＜実証実験協力費＞	損害保険料	協力者に関する損害保険料
		消耗品費(協力)	協力者に対する粗品等に要する経費(現金は不可)
⑥	＜広報宣伝費 ^{注5} ＞	広報宣伝費	実証実験の実施を広報するパンフレットやパネル等に要する経費
⑦	＜諸経費＞ 実証実験の実施に係る諸経費	光熱水費	補助事業に使用したことが明らかな範囲に限る。
		賃借料(実施)	実証実験会場の借上等に要する経費
		消耗品費(実施)	実施に要する消耗品費(他の区分に記載するものを除く。)
		通信費	補助事業に使用したことが明らかな範囲に限る。
⑧	＜謝金＞ 産産連携での実施に係る、技術的支援を受けるために必要となる謝金 ^{注4,6}	謝金	産産連携に係る指導・助言等を受けるために招聘する専門家(コーディネーター等)に対する経費
⑨	＜旅費＞ 産産連携での実施に係る、技術的支援を埋めるために必要となる旅費 ^{注6}	旅費	産産連携を遂行するために特に必要な旅費/宿泊費及び交通費であって、実証実施機関の旅費規定等により算出された経費

(注4) ②、⑧については、自社の労務費を含まない。

(注5) ⑥については、展示会出展料、ブース装飾費、広告類は不可とする。

(注6) ⑧、⑨については、産産連携の場合に限る。

14. 応募書類の様式類

様式 1

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所 (本社所在地、郵便番号)

名 称 (企業等名及び代表者の氏名)

連絡担当者 (職名及び氏名)

電 話 番 号

2026年度新あいち創造研究開発補助金交付申請書

新あいち創造研究開発補助金の交付を受けたいので、同交付要綱第8条の規定により、下記のとおり提出します。

記

(1) 事業の名称 (※採択時には、この欄に記載の「事業の名称」を公表します。)

(2) 事業の目的及び内容

別紙の補助事業説明書のとおり

(3) 事業の区分 (該当の区分に○付けてください。)

事業者		事業内容		特記事項	
中小企業		研究開発			国際戦略総合特区関係
			一般枠		
			スタートアップ・トライアル枠		
中堅企業・市町村 (みなし中堅企業含む)		デジタル(AI)・カーボンニュートラル枠			あいちシンクロトン光センター活用
大企業 (みなし大企業含む)		実証実験			産産連携
			実証実験		

(4) 事業期間（該当の期間に○を付けてください。）

単年度	複数年度	
	1年目	2年目

(5) 補助対象経費、補助率、補助金申請額

①補助対象経費	②補助率	③補助金申請額
円		円

【事業期間が複数年度（1年目）の場合、2年目の予定額】

①補助対象経費予定額	②補助率	③補助金申請予定額
円		円

- ①は、消費税を除いた金額を記載してください。
- ②は、「1/3」、「1/2」又は「2/3」と記載してください。
- ③は、①に②の補助率を乗じ、千円未満を切り捨てた金額を記載してください。
- 事業期間が複数年度（1年目）の場合、2年目の予定額は、それぞれ1年目の経費及び申請額を超えない額としてください。

(6) 事業期間変更の意向（(4)で「複数年度」の「1年目」を選択した場合のみ記入。

複数年度事業において選外となった場合、単年度事業に変更する意向の有無)

有	無

(7) 申請者の概要

主たる業種	
資本金の額	円
従業員数	人
前期売上高	円
前期経常利益	円

- 「主たる業種」は、日本標準産業分類の中分類から該当する業種を記載してください。
- 「資本金の額」は、登記簿(履歴事項全部証明書)に記載されている額を記載してください。
- 「従業員数」は、常時雇用している従業員(事業主、役員、パート・アルバイトを除く。)の数を記載してください。
- 「前期売上高」及び「前期経常利益」の額は、前期決算書の損益計算書の額を記載してください。

(注) この様式用の紙サイズはA4とする。

申立書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所 (本社所在地、郵便番号)

名 称 (企業等名及び代表者の氏名)

新あいち創造研究開発補助金を申請するにあたり、当社が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないことを申し立てます。

役 員 一 覧 表

番号	役職名	氏名(カナ)	氏名	生年月日				性別	住所 (市区町村名)
				元号	年	月	日	M・F	

記載上の注意

- ① 氏名(カナ)は、半角カナで姓と名の間を一字空けること。
- ② 氏名は、姓と名の間を一字空けること。
- ③ 生年月日の元号は、明治はM、大正はT、昭和はS、平成はHとすること。
- ④ 生年月日の年月日は、半角数字で2ケタになるように記載すること。(昭和40年1月1日生まれの場合は、40、01、01)
- ⑤ 性別は、男性はM、女性はFと記載すること。
- ⑥ 住所は市区町村名まで記載すること。県名は、愛知県の場合は省略し、愛知県以外の場合は県名から記載すること。(名古屋市中区、豊橋市、愛知郡東郷町、海部郡飛島村、岐阜県岐阜市等)
- ⑦ 行が足りないときは、行を増やして記載すること。

(提案者の皆様へ)

- 1 愛知県では、事務事業から暴力団を排除しております。
新あいち創造研究開発補助金交付要綱第4条の規定により、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者には、補助金を交付しません。また、交付決定後にその旨が明らかになった時は、同要綱第11条の規定により交付決定を取り消します。
- 2 この計画書に係る補助金の交付が暴力団を利するか否かについて、愛知県警察本部長に役員一覧表の住所、氏名、生年月日その他の申立書に記載されている情報を提供し、その意見を聞くことがあります。

別紙 1 : 補助事業説明書

事業者名			
事業の名称 (50文字以内)	の研究開発・実証実験		
事業期間	年 月 ~ 年 月		
事業者区分	アイテムを選択してください。	事業分野	アイテムを選択してください。
<p>【研究開発・実証実験の概要】</p> <p>(現状・課題、検証内容、目標 (アウトプット)、将来展望 (アウトカム) の要素を必ず織り込み、 線図やイメージ図を使用し、本ページ内に記載してください。)</p>			

1. 事業の目的及び内容

① 現在、事業を取り巻く環境がどうなっており、その現状との関係で、何を研究開発又は実証するのか。

② 事業に用いる技術シーズの内容・特徴（独自性、新規性、知的財産等）について。

③ 事業における数値目標及びそれを達成するために実施する内容

（◆複数年度事業（1年目）の場合は、年度毎の目標を記載してください。）

④ 事業資金の調達について

（◆複数年度事業（1年目）の場合は、年度毎に記載してください。）

（単位：円）

	2026年度	2027年度	備考
自己資金			
借入金			
補助金			新あいち創造研究開発補助金
その他			
合計			

2. 事業計画及び事業実施方法について

① 事業計画について

【事業スケジュール】 別紙2：事業工程表のとおり。

【事業実施体制について（協力者を含む事業参加者の役割分担、実施能力）

② 事業実施方法について

【導入する機器・システムの種類とその機能、台数及び設置場所について】

（◆複数年度事業（1年目）の場合は、年度毎に導入計画を明らかにして記載してください。）

【どのようなデータを収集し、検証・評価するのか。そこからどういう結論等が期待されるのか】

3. 事業を行う意義、効果等（数値を用いて具体的に記載すること）

① 研究開発においては、どのような新規性を有するのか。実証実験においては、新規性のほか、モデル事業として、どのようなPR効果や波及効果を有するのか。

② 自社における事業化の可能性、事業化した場合の効果（雇用面を含む）はどの程度であると見込まれるのか。

○補助事業終了後 5 年間の事業化スケジュール、当事業による売上げ・雇用増加見込み(2026 年度対比)

	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	2031 年度
工程					
売上高（千円）					
従業員数（人）					

③ 上記②のほか、市場の新規開拓・拡大や地域資源の活用など、本県経済にどのような効果が見込まれるのか。

④ その他、自社の技術優位性等、特にアピールする事項は何か。

4. その他参考情報等

① 2021～2025 年度の新あいち創造研究開発補助金採択案件の概要と進捗状況

年 度	事業の名称・概要・現在の進捗状況 (250 文字以内)	事業化スケジュール進捗状況	
		進捗※	アイテムを選択してください。
		売上高 (千円)	
		従業員 (人)	
		申請事業 との関連性	アイテムを選択 してください。
		進捗※	アイテムを選択 してください。
		売上高 (千円)	
		従業員 (人)	
		申請事業 との関連性	アイテムを選択 してください。
		進捗※	アイテムを選択 してください。

※○：計画通り（見込み以上） △：見込みを下回っている ×：中断または廃止

※枠が不足する場合は、枠を追加して記載してください。

② 現在申請中の他補助金等の概要について

補助事業名	事業の名称・概要・現在の状況

※枠が不足する場合は、枠を追加して記載してください。

③ 2021年度以降の国・県補助事業採択案件の概要と進捗状況

年度・補助事業名	事業の名称・概要・現在の進捗状況

※枠が不足する場合は、枠を追加して記載してください。

④ 記者発表向け事業内容説明

採択決定時に、企業名や事業テーマ等を記者発表します。また、記者発表の際に、簡単な事業内容を紹介する場合があります。

その際の参考とするため、一般向けの平易な表現で事業内容を100文字程度で記載してください。

<p style="text-align: center;">事業内容 (100文字程度) *事業内容・目的を <u>一般的な表現</u>で記載</p>	
---	--

⑤ 専門用語等の説明

本申請書で使用している業界用語、専門用語及び略号等の特殊用語のうち、実施内容を総合的に理解する上で必要と思われるものについて、わかりやすく、簡単に説明してください。

※特にない場合は空欄でかまいません。

用語	説明

⑥ 加点要件

愛知ブランドイノベーションアワードの受賞	有	<input type="checkbox"/>	〔有の場合〕 ⇒	年度受賞	
	無	<input type="checkbox"/>			
パートナーシップ構築宣言の登録状況	公表済		登録申請中	未登録	
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
事業継続力強化計画認定状況	有	<input type="checkbox"/>	〔有の場合〕 ⇒	年 月認定	
	無	<input type="checkbox"/>			
愛知県「休み方改革」プロジェクト	休み方改革マイスター			「休み方改革」取組実施※	
	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	
経営革新計画の承認	有	<input type="checkbox"/>	〔有の場合〕 ⇒	承認年月	年 月

※「休み方改革」につながる取組として「自社だけでなく、取引先とも一緒になって休み方改革を推進」に登録している企業が対象。

別紙2:事業工程表()

番号	実施内容及び実施主体 (開始時期の早い順に記載)	実施場所	2026年度											段階ごとに得られる 成果等のイメージ	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月

※複数年度事業(1年目)の場合は、年度毎に作表してください。

【2026年度】

【経費区分】			補助事業に要する経費					
番号	区分	細区分	金額 (円)	説明	積算内訳	参考資料番号	使用工程	
①	部品・原材料及び副資材の購入に要する経費					()		
						()		
							()	
							()	
							()	
							()	
							()	
		(区分計)	0					
②	機械装置及び開発ツールに要する経費					()		
						()		
							()	
							()	
							()	
							()	
							()	
		(区分計)	0					
③	委託及び外注に要する経費					()		
						()		
							()	
							()	
							()	
							()	
							()	
		(区分計)	0					
④	(産産連携のみ) 技術的支援を受けるために必要となる謝金					()		
						()		
		(区分計)	0					
⑤	(産産連携のみ) 技術的支援を受けるために必要となる旅費					()		
						()		
		(区分計)	0					
⑥	(複数年度事業のみ) 知的財産権の取得に要する経費					()		
						()		
		(区分計)	0					
補助対象経費合計			0	(A)				

※ 必要に応じて行を加除してください。2枚以上になる場合は、合計欄計算式を修正してください。

※ 1件100万円(税抜)以上の契約については、金額の算定根拠と必要性の説明が必要です。

※ 金額は、予定されている契約単位で記入し、契約における数量が把握できるよう、説明欄に記載してください。

※ 補助金交付申請額は、右の補助率の欄に該当する率を入力してください。

※ 各費目に記載する金額は、消費税「抜」の金額を記載してください(消費税については、補助対象外)。

※ 「使用工程」欄には、別紙2:事業工程表における工程の番号を記載してください。

※ ④、⑤の経費は産産連携のみ。

※ ⑥の経費は複数年事業のみ。

※ 複数年度事業(1年目)の場合は、年度毎に作表してください。

補助率(B) 1/3, 1/2又は2/3以内
補助金交付申請額(A × B)
0

【2027年度】

【経費区分】			補助事業に要する経費					
番号	区分	細区分	金額 (円)	説明	積算内訳	参考資料番号	使用工程	
①	部品・原材料及び副資材の購入に要する経費					()		
						()		
							()	
							()	
							()	
							()	
		(区分計)	0					
②	機械装置及び開発ツールに要する経費					()		
						()		
							()	
							()	
							()	
							()	
		(区分計)	0					
③	委託及び外注に要する経費					()		
						()		
							()	
							()	
							()	
							()	
		(区分計)	0					
④	(産産連携のみ) 技術的支援を受けるために必要となる謝金					()		
		(区分計)	0					
⑤	(産産連携のみ) 技術的支援を受けるために必要となる旅費					()		
		(区分計)	0					
⑥	(複数年度事業のみ) 知的財産権の取得に要する経費					()		
		(区分計)	0					
補助対象経費合計			0	(A)				

- ※ 必要に応じて行を加除してください。2枚以上になる場合は、合計欄計算式を修正してください。
- ※ **1件100万円(税抜)以上**の契約については、金額の算定根拠と必要性の説明が必要です。
- ※ 金額は、予定されている契約単位で記入し、契約における数量が把握できるよう、説明欄に記載してください。
- ※ 補助金交付申請予定額は、右の補助率の欄に該当する率を入力してください。
- ※ 各費目に記載する金額は、消費税「抜」の金額を記載してください(消費税については、補助対象外)。
- ※ 「使用工程」欄には、別紙2:事業工程表における工程の番号を記載してください。
- ※ ④、⑤の経費は産産連携のみ。
- ※ ⑥の経費は複数年度事業のみ。
- ※ 複数年度事業の場合は、年度毎に作表すること。
- ※ 複数年度事業において、2年目の補助金交付申請予定額は、1年目の補助金交付申請額を上限とすること。

補助率(B) 1/3, 1/2又は2/3以内
補助金交付申請予定額(A × B)
0

【2026年度】

【経費区分】			補助事業に要する経費				
番号	区分	細区分	金額 (円)	説明	積算内訳	参考資料 番号	使用 工程
①	部品・原材料及び副資材の購入に要する経費					()	
						()	
						()	
		(区分計)	0				
②	機械装置、電算システム、付帯設備及び開発ツールに要する経費					()	
						()	
						()	
		(区分計)	0				
③	委託及び外注に要する経費					()	
						()	
						()	
		(区分計)	0				
④	実証実験補助に係る人件費(アルバイト)					()	
						()	
						()	
		(区分計)	0				
⑤	実証実験協力費					()	
						()	
						()	
		(区分計)	0				
⑥	広報宣伝費					()	
						()	
						()	
		(区分計)	0				
⑦	実証実験の実施に係る諸経費					()	
						()	
						()	
		(区分計)	0				
⑧	(産産連携のみ) 技術的支援を受けるために必要となる謝金					()	
						()	
						()	
		(区分計)	0				
⑨	(産産連携のみ) 技術的支援を受けるために必要となる旅費					()	
						()	
						()	
		(区分計)	0				
補助対象経費合計			0	(A)			

- ※ 必要に応じて行を加除してください。2枚以上になる場合は、合計欄計算式を修正してください。
- ※ 1件100万円(税抜)以上の契約については、金額の算定根拠と必要性の説明が必要です。
- ※ 金額は、予定されている契約単位で記入し、契約における数量が把握できるよう、説明欄に記載してください。
- ※ 補助金交付申請額は、右の補助率の欄に該当する率を入力してください。
- ※ 各費目に記載する金額は、消費税「抜」の金額を記載してください(消費税については、補助対象外)。
- ※ 「使用工程」欄には、別紙2:事業工程表における工程の番号を記載してください。
- ※ ⑧、⑨の経費は産産連携のみ。

補助率(B)1/3, 1/2又は2/3以内
補助金交付申請額(A×B)
0

様式 2

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所 (本社所在地、郵便番号)

名 称 (企業等名及び代表者の氏名)

連絡担当者 (職名及び氏名)

電 話 番 号

2026年度新あいち創造研究開発補助金事前着手届出書

年 月 日付けの申請については、交付要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり届出します。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合、異議は申し立てません。

記

1 事前着手する事業の内容

2 事前着手の理由

3 着手年月日

2026年4月1日

提案事業計画についてのヒアリング調査実施に係る御担当者連絡先

事業者名称 _____

住所 _____

4月10日(金)から16日(木)の期間において、ヒアリング調査を実施いたします。
ヒアリング調査に対応いただける御担当者について、以下に御記入ください。

所属	氏名	連絡先 (所属電話番号)	連絡先 (携帯番号)

記載上の注意事項（記載例）

様式 1

令和 8 年 ○月 ○日

愛 知 県 知 事 殿

◇履歴事項全部証明書上の本店所在地を記載してください。
本店が愛知県内の場合は、県名は記載不要です。

住 所 〒460-0000
名古屋市中区三の丸○-○-○
名 称 A技研工業株式会社
代表取締役 産業 太郎

◇行政手続きの押印廃止に伴い、提出書類に押印は必要ありません。

連絡担当者 研究開発部 主査 科学 次郎

電話番号 052-0000-0000

2026年度新あいち創造研究開発補助金交付申請書

新あいち創造研究開発補助金の交付を受けたいので、同交付要綱第8条の規定により、下記のとおり提出します。

記

(1) 事業の名称（※採択時には、この欄に記載の「事業の名称」を公表します。）

○○○○の研究開発（又は、△△△△に関する実証実験）

(2) 事業の目的及び内容

◇申請する区分に○をつけてください。

◇事業内容がわかる短く簡潔な名称とし、50文字以内で記載してください。名称の末尾を「研究開発」又は「実証実験」としてください。

(3) ※詳細は、公募要領2ページ「4. 補助対象事業、実施条件」を参照してください。

		事業内容	特記事項
○	中小企業	○ 一般枠	国際戦略総合特区関係
		スタートアップ・トライアル枠	
	中堅企業・市町村 (みなし中堅企業含む)	○ デジタル(AI)・カーボンニュートラル枠	あいちシンクロトロン光センター活用
	大企業 (みなし大企業含む)	実証実験	◇研究開発において、計測・分析のためにあいちシンクロトロン光センターを活用する計画がある場合は○をつけてください。
		実証実験	

◇以下の区分により○をつけてください。

【単年度】

- ・スタートアップ・トライアル枠
- ・デジタル(AI)・カーボンニュートラル枠
- ・実証実験
- ・一般枠のうち、単年度事業のもの

【複数年度】

- ・一般枠のうち、複数年度事業のもの

(1年目、2年目に応じて○を記載)

(4) 事業期間 (該当の期間に○を付けてください)

単年度	複数年度	
	1年目	2年目
	○	

(5) 補助対象経費、補助率、補助金申請額

①補助対象経費	②補助率	③補助金申請額
15,000,000 円	2/3	10,000,000 円

【事業期間が複数年度 (1年目) の場合、

◇千円未満を切り捨てた額を記載してください。

①補助対象経費予定額	②補助率	③補助金申請予定額
9,000,000 円	2/3	6,000,000 円

◇複数年度事業 (2年目) の予定額は、それぞれ1年目の補助対象経費及び補助金申請額を超えない額となります。

◇千円未満を切り捨てた額を記載してください。

「2/3」と記載してください。

千円未満を切り捨てた金額を記載してください。

○事業期間が複数年度 (1年目) の場合、2年目の予定額は、それぞれ1年目の経費及び申請額を超えない額としてください。

(6) 事業期間変更の意向 ((4) で「複数年度」の「1年目」を選択した場合のみ記入。

複数年度事業において選外と

◇複数年度事業において選外となった場合、単年度事業に変更する意向の有無により、○をつけてください。

有	無
	○

※単年度事業を申請する方は記載不要です。
 ※「有」に○をつけていただいた場合においても、単年度事業の採択を約束するものではありません。

(7) 申請者の概要

主たる業種	金属製品製造業
資本金の額	●●●円
従業員数	◇◇人
前期売上高	*****円
前期経常利益	○○○○○円

- 「主たる業種」は、日本標準産業分類の中分類から該当する業種を記載してください。
- 「資本金の額」は、登記簿(履歴事項全部証明書)に記載されている額を記載してください。
- 「従業員数」は、常時雇用している従業員(事業主、役員、パート・アルバイトを除く。)の数を記載してください。
- 「前期売上高」及び「前期経常利益」の額は、前期決算書の損益計算書の額を記載してください。

(注) この様式用の紙サイズはA4とする。

申立書

年 月 日

愛知県知事殿

住所 〒460-0000
 名古屋市中区三の丸〇-〇-〇
 称 A技研工業株式会社
 代表取締役 産業 太郎

◇共同提案の場合、各提案者の申立書の提出が必要となります。

◇行政手続きの押印廃止に伴い、提出書類に押印は必要ありません。

新あいち創造研究開発補助金を申請するにあたり、当社が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないことを申し立てます。

◇履歴事項全部証明書に記載されている役員すべて（監査役も含む）記載してください。

役員一覧表

番号	役職名	氏名(カナ)	氏名	生年月日				性別 M・F	住所 (市区町村名)
				元号	年	月	日		
1	代表取締役	サンギョウ タロウ	産業 太郎	S	30	01	05	M	名古屋市中区
2	取締役	ロウドウ サブロウ	労働 三郎	S	35	10	08	M	名古屋市東区
3	監査役	アイチ ハコ	愛知 花子	H	02	05	10	F	名古屋市北区

記載上の注意

- ⑧ 氏名(カナ)は、半角カナで姓と名の間を一字空けること。
- ⑨ 氏名は、姓と名の間を一字空けること。
- ⑩ 生年月日の元号は、明治はM、大正はT、昭和はS、平成はHとすること。
- ⑪ 生年月日の年月日は、半角数字で2ケタになるように記載すること。(昭和40年1月1日生まれの場合は、40、01、01)
- ⑫ 性別は、男性はM、女性はFと記載すること。
- ⑬ 住所は市区町村名まで記載すること。県名は、愛知県の場合は省略し、愛知県以外の場合は県名から記載すること。(名古屋市中区、豊橋市、愛知郡東郷町、海部郡飛島村、岐阜県岐阜市等)
- ⑭ 行が足りないときは、行を増やして記載すること。

(提案者の皆様へ)

1 愛知県では、事務事業から暴力団を排除しております。
 新あいち創造研究開発補助金交付要綱第4条の規定により、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者には、補助金を交付しません。また、交付決定後にその旨が明らかになった時は、同要綱第11条の規定により交付決定を取り消します。

2 この計画書に係る補助金の交付が暴力団を利するか否かについて、愛知県警察本部長に役員一覧表の住所、氏名、生年月日その他の申立書に記載されている情報を提供し、その意見を聞くことがあります。

別紙 1：補助事業説明書

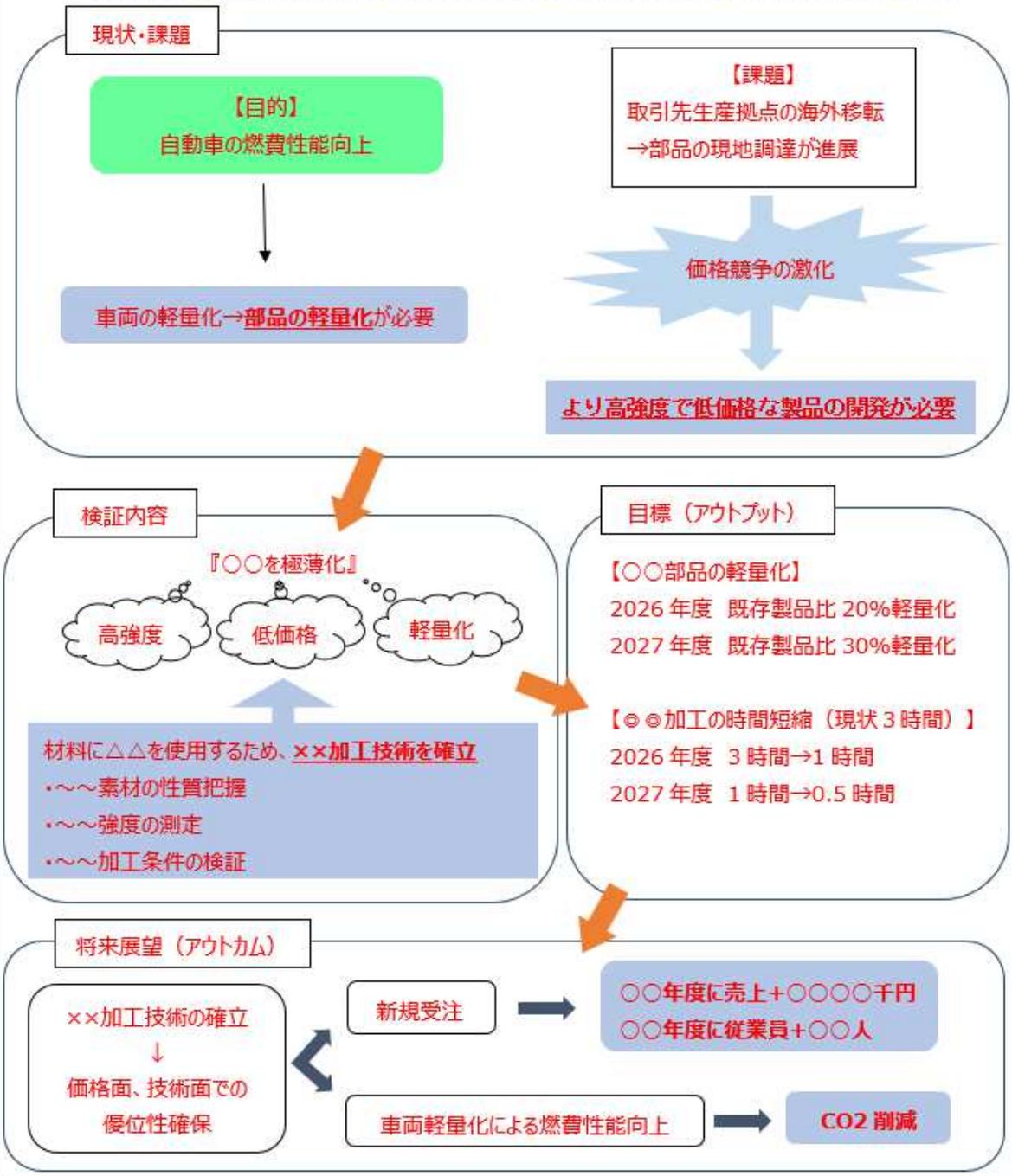
文字は 10.5 ポイント以上とし、単年度事業及び複数年度事業（2年目）の事業者は 10 枚以内、複数年度事業（1年目）の事業者は 14 枚以内としてください。

事業者名	A 技研工業株式会社		
事業の名称 (50 文字以内)	(例) ○○○○の研究開発 又は △△△△に関する実証実験		
事業期間	令和 8 年 4 月 ~ 令和 10 年 3 月	複数年度事業の場合には、2年間の事業期間を記載してください。	
事業者区分	中小企業	事業分野	次世代自動車

【研究開発・実証実験の概要】

(現状・線図やイメージ図等も積極的に活用し、分かりやすく記載してください。)

下記は記載例になりますので、必須要素を充足していれば、形式は変えていただいて構いません。



④ 事業資金の調達について

(◆複数年度事業(1年目)の場合は、年度毎に記載してください。)

(単位：円)

	2026年度	2027年度	備考
自己資金	3,000,000	2,000,000	
借入金	2,000,000	1,000,000	○×銀行より融資
補助金	10,000,000	6,000,000	新あいち創造研究開発補助金
その他	0		
合計	15,000,000	9,000,000	

2. 事業計画及び事業実施方法について

① 事業計画について

【事業スケジュール】 別紙2：事業工程表のとおり。

【事業実施体制について（協力者を含む事業参加者の役割分担、実施能力）

事業協力者を含め、事業に参加する者と役割分担が明確にわかるように記載するとともに、研究開発や実証実験を実施するうえで必要な技術的能力を記載してください。(簡条書きと概略図の2パターンで記載してください)

《記載例》

簡条書き

それぞれの項目ごとに、事業の主な実施場所を記載してください。

(1) A 技研工業(株) (実施場所：名古屋市中区三の丸○-○-○)

当社は、・・・・・・に強みを持っており、今回の研究開発の基礎となる○○に関する技術や・・・・・・を有している。

それを活かし、・・・・・・を行い、また、・・・・・・を行う。

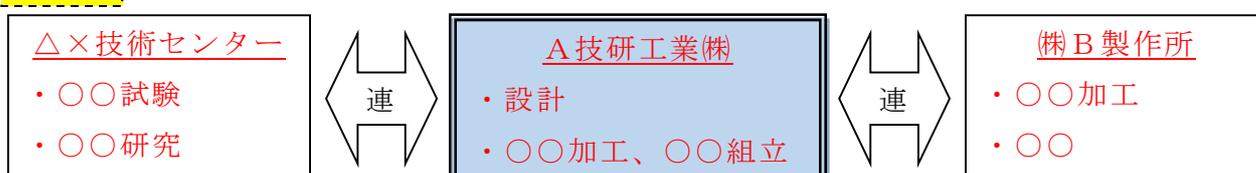
(2) ㈱B 製作所 (実施場所：○○市)

㈱B 製作所は、・・・・・・の経験を有していることから、・・・・・・加工を行い、また、・・・・・・を行う。

(3) △×技術センター (実施場所：△△市)

△×技術センターは、・・・・・・を保有しており、また、今回の研究開発に必要な・・・・・・の技術に知見を有するため、・・・・・・の試験、・・・・・・の研究を実施する。

概略図



② 事業実施方法について

【導入する機器・システムの種類とその機能、台数及び設置場所について】

(◆複数年度事業(1年目)の場合は、年度毎に導入計画を明らかにして記載してください。)

導入する機器・システムの機能について、一般向けにわかりやすい説明としてください。
導入する機器・システムの設置場所は、愛知県内としてください。

《記載例》

【2026年度】

導入する機器・システム	機能	台数	導入時期	設置場所
自動〇〇装置	△△を加工するために必要となる・・・・・・機能を有する装置。	1	2026年10月	本社技術研究所(〇〇市)
●●●●	・・・・・・			

【2027年度】

導入する機器・システム	機能	台数	導入時期	設置場所
〇〇システム	・・・・・・の精度向上のため、・・・・・・を正確に測定できるシステム。	1	2027年6月	本社技術研究所(〇〇市)
●●●●	・・・・・・			

【どのようなデータを収集し、検証・評価するのか。そこからどういう結論等が期待されるのか】

《記載例》※記載の参考一例であり、説明のため単純化しています。

素材の性質を把握したうえで、様々な加工条件において、工具の摩耗量や・・・・などを検証する。そこから、最適な加工条件を特定する。

3. 事業を行う意義、効果等(数値を用いて具体的に記載すること)

① 研究開発においては、どのような新規性を有するのか。実証実験においては、新規性のほか、モデル事業として、どのようなPR効果や波及効果を有するのか。

研究開発、実証実験において、今回開発する製品等や実証する取組等が従来のものと比べ、どういった点で新規性を有するのか、客観的な項目や数値に基づき記載してください。
また、実証実験においては、PR効果や波及効果(新たな実証実験が展開される等)も記載すること。

《記載例》当社の有する◎◎技術を確立することで、一般に市販されている既存の製品と比較して、・・・・・・に関し〇〇%の品質向上、〇〇%のコスト低減・・・・・・。

② 自社における事業化の可能性、事業化した場合の効果（雇用面を含む）はどの程度であると見込まれるのか。

《記載例》

試作品開発の終了後、部品メーカー等と共同で実証実験を行い、製品化に向けた課題の検証を行う。その後、その課題をもとに改良を重ね、製品の具体的な仕様を決める。

〇〇〇〇年度の量産化に向け、下表のようなスケジュールで行っていくこととする。

〇〇が製品化されると、現状の従業員数◇◇人、総売り上げ****千円が、〇〇〇〇年度には、従業員数□□人、総売り上げ★★★★千円になるものと見込んでいる。

また、本県での取引先も新たに**社増え、本県内での売上額は△△△千円になるものと見込んでいる。

2026年度を基準とし、当補助事業による増加見込みを記載してください。

複数年度事業（1年目）の場合は、2027年度を「研究開発継続予定」として記載してください。

○補助事業終了後、5年間の事業化スケジュール、当事業による売上げ・雇用増加見込み（2026年度対比）

	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
工程	研究開発 継続予定	量産化検討	設備整備	量産化開始	
売上高（千円）		0	0	+10,000	+50,000
従業員数（人）		+1	+5	+10	+20

③ 上記②のほか、市場の新規開拓・拡大や地域資源の活用など、本県経済にどのような効果が見込まれるのか。

《記載例》

〇〇の製品化が実現すれば、海外の部品メーカーよりも価格面、技術面で優位に立ち、……の新規受注も期待できることから……。

今回の補助事業では、次世代自動車分野に初参入となる県内中小企業とともに事業を進め、今後成長が期待できる次世代自動車分野への参入を促すことで、本県の中小企業の産業競争力強化につながる。

④ その他、自社の技術優位性等、特にアピールする事項は何か。

◎デジタル(AI)・カーボンニュートラル枠の申請者においては、申請分野（デジタル(AI)分野、カーボンニュートラル分野）における自社の技術優位性等のアピールポイントを必ず記載してください。

・その他の申請者においては、自社のアピールポイント等を記載してください。

・県の認定計画等に基づいて実施する事業である場合は、その旨を記載してください。

《記載例：デジタル(AI)・カーボンニュートラル枠における参考一例》

当社は、本県〇〇〇〇〇〇の発展に資する取組を行っており、なかでも〇〇技術（高効率△△△開発、■ ■ ■ ■材料など）において、独自の特許技術（特許出願中）・ノウハウを有している。当該技術は、従来技術と比較して〇〇%の効率向上（耐久性向上）を実現している。これにより、〇〇関連設備である〇〇の長期的な運用コストの削減や安全性が向上する。

本補助金を活用することで、当社、〇〇技術のさらなる効率向上（耐久性向上）を目指す。

なお、当事業は、〇〇〇〇年〇月に承認された☆☆計画（テーマ：〇〇〇〇）に基づき、計画的に実施するものである。

4. その他参考情報等

① 2021～2025 年度の新あいち創造研究開発補助金採択案件の概要と進捗状況

年度	事業の名称・概要・現在の進捗状況 (250 文字以内)	事業化スケジュール進捗状況	
		進捗※	
2021	事業の名称「□□□□の研究開発」 〇〇の分野で課題となっている△△を解決するため、～に関する技術開発に取り組み、2022年3月に試作品が完成し、2024年4月より製品販売を開始した。 ※各事業で1行とし、必要に応じて、行を追加して記載してください。	進捗※	○
		売上高(千円)	5,000
		従業員(人)	2
		申請事業との関連性	×
2023	事業の名称「〜〜〜〜の研究開発」 〇〇の分野で課題となっている△△を解決するため、～に関する技術開発に取り組み、2024年8月に試作品が完成したが、××において技術上の課題があり、継続して研究を行っている。	進捗※	△
		売上高(千円)	0
		従業員(人)	0
		申請事業との関連性	○

※○：計画通り（見込み以上） △：見込みを下回っている ×：中断または廃止

※枠が不足する場合は、枠を追加して記載してください。

② 現在申請中の他補助金等の概要について

補助事業名	事業の名称・概要・現在の状況
〇〇〇〇年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（経済産業省）	テーマ：〇〇〇〇の研究開発 申請額：10,000,000円 採否決定予定時期：〇〇〇〇年〇月頃 ※上記事業採択の場合、本補助金を辞退。

※枠が不足する場合は、枠を追加して記載してください。

③ 2021年度以降の国・県補助事業採択案件の概要と進捗状況

年度・補助事業名	事業の名称・概要・現在の進捗状況
2023・〇〇〇補助金	事業の名称「□□□□の研究開発」 〇〇の分野で課題となっている△△を解決するため、～に関する技術開発に取り組み、2024年3月に試作品が完成した。
<div style="border: 1px dashed black; background-color: yellow; padding: 5px;"> 新あいち創造研究開発補助金の他に国・県補助事業採択案件がある場合は、その概要と進捗状況を記載して </div>	

※枠が不足する場合は、枠を追加して記載してください。

④ 記者発表向け事業内容説明

採択決定時に、企業名や事業テーマ等を記者発表します。また、記者発表の際に、簡単な事業内容を紹介する場合があります。

その際の参考とするため、一般向けの平易な表現で事業内容を100文字程度で記載してください。

事業内容 (100文字程度) *事業内容・目的を <u>一般的な表現</u> で記載	<div style="border: 1px dashed black; background-color: yellow; padding: 5px;"> 専門用語ではない一般的な表現で、事業内容がわかりやすいように、100文字程度で記載して </div> △△を使用した自動車用〇〇部品の研究開発である。 △△を材料とすることで、自動車部品の軽量化を実現することができ、自動車の燃費向上に繋がる取組である。
--	---

⑤ 専門用語等の説明

本申請書で使用している業界用語、専門用語及び略号等の特殊用語のうち、実施内容を総合的に理解する上で必要と思われるものについて、わかりやすく、簡単に説明してください。

※特にない場合は空欄でかまいません。

用語	説明
〇〇製法	□□に△△を加え、〇〇を行うことで、成形する製法のこと。
A B C D	〇〇と□□の化合物。 現在の△△より、強度があり、軽いという性質を持っている。

⑥ 加点要件等

愛知ブランドイノベーションアワードの受賞	有	<input checked="" type="checkbox"/>	〔有の場合〕 ⇒	2023 年度受賞	
	無	<input type="checkbox"/>			
パートナーシップ構築宣言の登録状況	公表済		登録申請中	未登録	
	<input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
事業継続力強化計画認定状況	有	<input checked="" type="checkbox"/>	〔有の場合〕 ⇒	2025 年 10 月認定	
	無	<input type="checkbox"/>			
愛知県「休み方改革」プロジェクト	休み方改革マイスター			「休み方改革」取組実施※	
	<input checked="" type="checkbox"/>			<input checked="" type="checkbox"/>	
経営革新計画の承認	有	<input checked="" type="checkbox"/>	〔有の場合〕 ⇒	承認 年月	2025 年 5 月

※「休み方改革」につながる取組として「自社だけでなく、取引先とも一緒になって休み方改革を推進」に登録している企業が対象。

別紙2: 事業工程表(A技研工業株)

番号	実施内容及び実施主体 (開始時期の早い順に記載)	実施場所	2026年度										段階ごとに得られる 成果等のイメージ	
			6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
①	詳細設計 (A技研工業株)	A技研工業株 技術研究所	●————→											○○○○○
②	試作 (A技研工業株、(株)B製作所)	A技研工業株 技術研究所		●————→										試作品の完成
③	性能試験 (△×技術センター) 【説明】性能試験として、……を行う。	△×技術センター			●————→									試作品の性能試験による課題の抽出
④	改良試作、評価試験 (A技研工業株、△×技術センター) 【説明】評価試験として、……を評価項目として……を行う。	○○○○○					●————→						評価試験による課題の抽出 改良試作品の完成	
⑤	加工・組立技術の確立 (A技研工業株、(株)B製作所)	○○○○○					●————→						加工・組立技術の確立	
⑥	最終報告(まとめ) (A技研工業株)	○○○○○									●————→		○○○○○	
		<div style="border: 1px dashed black; background-color: yellow; padding: 5px;"> 事業全体のスケジュール (いつまでに何を、どのようなことを明らかにするのか。各種調整、機器等の導入、事業の開始、中間・期末評価等) を記載してください。 </div>												

別紙3:経費内訳明細書 (事業者名:A技研工業(株))

<研究開発用>

【2026年度】

事業者名を記載してください。

実証実験の場合は、実証実験用の様式を使用してください。

		補助事業に要する経費					
		説明	積算内訳	参考資料番号	使用工程		
複数年度事業(1年目)の場合は、2026年度、2027年度に分けて作表してください。							
①	部品・原材料及び副資材の購入に要する経費	原材料費	900,000	・・・のための○○	単価5,000円×180個=900,000	()	②
		原材料費	700,000	・・・に必要なとなる◆◆	単価7,000円×100個=700,000	()	②
		公募要領31ページに記載の経費区分一覧表を参照し、記載してください。		経費ごとに、それを使用する工程を記載してください。 (「別紙2:事業工程表」に記載した工程の番号を記載)			
		(区分計)	1,600,000				
②	機械装置及び開発ツールに要する経費	購入費	3,900,000	～のために必要になる自動○○装置		(1)	②
		賃借料	5,500,000	・・・のための○○システム	1,100,000円×5月=5,500,000	(2)	④
		契約金額が100万円(税抜)以上の場合、見積書、カタログ等を添付してください。					
		(区分計)	9,400,000				
③	委託及び外注に要する経費	外注費	1,400,000	～に必要なとなる○○加工(株B製作所)		(3)	②
		委託費	2,600,000	～のための○○研究委託(△×技術センター)		(4)	③
		各経費の説明、及び、今回の補助事業での必要性について記載してください。					
		(区分計)	4,000,000				
④	(産産連携のみ) 技術的支援を受けるために必要となる謝金				()		
		(区分計)	0				
⑤	(産産連携のみ) 技術的支援を受けるために必要となる旅費				()		
		(区分計)	0				
⑥	(複数年度事業のみ) 知的財産権の取得に要する経費				()		
		(区分計)	0				
補助対象経費合計		15,000,000	(A)				

- ※ 必要に応じて行を加除してください。2枚以上になる場合は、合計欄計算式を修正してください。
- ※ 1件100万円(税抜)以上の契約については、金額の算定根拠と必要性の説明が必要です。
- ※ 金額は、予定されている契約単位で記入し、契約における数量が把握できるよう、説明欄に記載してください。
- ※ 補助金交付申請額は、右の補助率の欄に該当する率を入力してください。
- ※ 各費目に記載する金額は、消費税「抜」の金額を記載してください(消費税については、補助対象外)。
- ※ 「使用工程」欄には、別紙2:事業工程表における工程の番号を記載してください。
- ※ ④、⑤の経費は産産連携のみ。
- ※ ⑥の経費は複数年度事業のみ。
- ※ 複数年度事業(1年目)の場合は、年度毎に作表してください。

補助率を選択してください。

補助率(B) 1/3, 1/2又は2/3以内
2/3
補助金交付申請額(A×B)
10,000,000

千円未満を切り捨てた額を記載してください

令和 8 年 ○月 ○日

愛 知 県 知 事 殿

住 所 〒460-○○○○
名古屋市中区三の丸○-○-○
名 称 A 技研工業株式会社
代表取締役 産業 太郎

連絡担当者 研究開発部 主査 科学 次郎

電 話 番 号 052-○○○-○○○○

2026 年度新あいち創造研究開発補助金事前着手届出書

令和 8 年 ○月 ○日付けの申請については、交付要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届出します。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合、異議は申し立てません。

記

1 事前着手する事業の内容

○○○○の研究開発において、××××を発注し、△△△△の工程を行う

2 事前着手の理由

◇事業名だけではなく、事前着手する内容を簡潔に記載してください。

△△△△の工程を実施するためには、××××の発注が必要であるが、事前調査によると納品までに長期の時間を要することが判明しており、2026 年度内に本事業を完了させるため、事前着手を行う。

3 着手年月日

2026 年 4 月 1 日

◇2026 年 4 月 1 日以降の日付としてください。

(「事業の着手」には補助対象経費に係る見積書の取得、発注・契約などの経理的行為も含まれるため、特段の支障がない限り「4 月 1 日」着手と整理してください。)

(注) この様式の内紙サイズは A 4 とする。